

様式①

三木市男女共同参画プラン実施計画書
各課取組状況報告

〈令和7(2025)年度〉

三 木 市

【目次】

(基本目標 Ⅰ)	多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1ページ
(基本目標 Ⅱ)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)による誰もがその能力を発揮できる社会	14ページ
(基本目標 Ⅲ)	あらゆる暴力の根絶と困難を抱えた人々の支援	17ページ
(基本目標 Ⅳ)	誰もが健康で、安全・安心に暮らせる環境の整備	24ページ
(基本目標 Ⅴ)	男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	30ページ

【記入する内容】

令和7年度 各課事業取組状況	令和7年4月～令和8年3月までに実施した事業の内容
自己評価	「各課事業取組状況」に記載した事業に対する自己評価
効果と課題	「各課事業取組状況」に記載した事業の効果と課題

基本目標Ⅰ 多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未実

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
1	市広報や講座の開催、資料の発行による男女共同参画に関する啓発	固定的性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画社会の実現のため、市広報やホームページ、講座の開催や資料の発行などにより啓発します。	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向けて、講座の開催、情報誌の発行、ホームページの掲載、啓発展示により啓発する。	情報誌の発行4回	令和8年3月	情報誌「こらぼーよ」の発行(年4回) 春号「わたしたちの地域づくり」 5,500部 夏号「新しいプランができたよ。読んでね！」5,500部 秋号「アンパイドワークは女性が担うもの？」5,000部 冬号「みんなのちからを咲かせよう！」 5,000部 各講座の詳細については「基本目標ⅠのNo3、No4、No13」「基本目標ⅡのNo27、No29、No31」「基本目標ⅤのNo75」を参照。	A	情報誌は自治会を通じて全戸回覧することにより、多くの市民の方にご覧いただいた。また、講座の予定等も記載しており、集客にもつながった。 各講座についても、より充実した内容となるよう、企画や周知方法等の工夫に努めたい。
2	市の発行物などにおける「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用	市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。	全庁	具体的施策2のシートに記載			—	—	—
3	地域への出前講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、公民館などでの生涯学習の場において、出前講座を開催します。	人権推進課	公民館での出前講座を開催する。	出前講座の開催5回	令和8年3月	公民館等で出前講座を5回開催 ①7月16日 緑が丘町公民館出前講座(67人参加) ②8月22日 自由が丘公民館出前講座(43人参加) ③11月18日 中央公民館出前講座(51人参加) ④11月26日 三木南交流センター出前講座(23人参加) ⑤2月7日 青山公民館出前講座(26人参加)	A	公民館等の高齢者セミナーや女性セミナーの受講者を対象に、男女共同参画に関する様々なテーマの講座を開催。大きく聞きながら話を聞く方も見受けられ、参加者の意識向上に繋がった。 より多くの方に参加いただくためにも、各施設との連携を強化しながら日程や講師、内容などを工夫したい。

			<p>生理学習課</p> <p>公民館において、男女共同参画センターと共催で女性セミナー、高齢者教室等を実施する。</p>	3回	令和8年3月	<p>各公民館にて、人権推進課と共催のもと男女共同参画出前講座を5回実施し、積極的に意識形成の促進に努めた。</p> <p>①7月16日 緑が丘町公民館(参加者67人) 「みんなで助かる防災～私にもできることをかんがえよう～」講師：相川 康子先生</p> <p>②8月22日 自由が丘公民館(参加者43人) 「ジェンダーの心理学～「男女」の思い込みを科学する～」講師：土肥 伊都子先生</p> <p>※女性セミナー・高齢者教室の人権研修会も兼ねて開催</p> <p>③11月18日 中央公民館(参加者51人) 「であい・ふれあい・語り合い」講師：黒崎 輝美先生</p> <p>※女性セミナー、高齢者教室合同で開催</p> <p>④11月26日 三木南交流センター(23人) 「モノストレスゼロの暮らし」講師：魚林 佐起子先生</p> <p>※レディース、高齢者セミナーも兼ねて開催</p> <p>⑤2月7日 青山公民館(参加者26人) 「みんなで助かる防災～私にもできることをかんがえよう～」講師：相川 康子先生</p> <p>※女性セミナー、高齢者教室登録者からも8名参加あり</p>	A	<p>男女共同参画出前講座を人権推進課共催で5回開催したことにより、多数の参加者に意識形成の促進を図ることができた。今後も、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を開催し、人権意識の高揚に努める。</p>
4	地域活動への男女の参画促進のための広報の充実	地域活動への男女の参画をより一層促進するための啓発を行います。	<p>生理学習課</p> <p>公民館において、男女共同参画センターと共催で女性セミナー、高齢者教室等を実施する。</p>	3回	令和8年3月	<p>上記開催のとおり人権推進課と共催で男女共同参画出前講座を年5回実施(※女性セミナー、高齢者教室等も兼ねて開催)した。</p> <p>また、男女共同参画の意識啓発において、市内全施設(10施設)でパネル展示を行った。</p>	A	<p>専門教室は、地域住民のニーズに合った形で実施できている。</p> <p>男女共同参画の視点を積極的に取り入れて企画・運営を行う。</p>
			<p>人権推進課</p> <p>若者・女性の地域参画をテーマに男女共同参画週間記念講演会を開催する。</p>			<p>男女共同参画週間に合わせ、以下の内容で記念講演会を開催した。</p> <p>【日 程】令和7年6月28日(土) 13:00～14:30</p> <p>【場 所】三木市立中央公民館</p> <p>【テーマ】若者・女性の参画と地域社会の変化</p> <p>【講 師】横山由紀子 先生(兵庫県立大学教授)</p> <p>【参加者】52人</p>	B	<p>20代～70代と幅広い年代の方に参加いただき、自分の中の「無意識の思い込み」に気づききっかけとなる講演会であった。</p> <p>参加者数が少ないため、より多くの方に参加いただくためにも、講演会の内容や周知方法を工夫したい。</p>

5	ジェンダー平等や人権尊重についての指導と個性や能力を生かした教育の推進	ジェンダー平等や人権を尊重する教育を行い、性別によらず子ども一人一人の個性や能力を生かすとともに、子どもたちがよりよい人間関係を構築できるようにコミュニケーション能力を高める学習を進めます。	学校教育課	ジェンダー平等と人権尊重の視点を重視し、すべての子どもが互いを理解し支え合う教育を推進し、より良い人間関係の構築をめざす。			小・中学校で、人権教育・道徳科・学級活動を中心にジェンダー平等や多様性を扱う指導を実施。	A	話し合い活動を通して、多様な考えに触れ、学びを深める姿が見られる。子ども一人一人が安心して学校生活が送れる環境を整えていく必要がある。
			教育・保育課	様々なグループ活動や体験等をおして、性差にかかわらず子ども一人一人の個性を生かし、認め合う教育・保育を推進する。			性差にとらわれず個々の興味に応じて遊びや玩具、服装などを選択できるような環境の工夫、着替えの際にパーテーションを用いる等の環境への配慮、ジェンダーに関する紙芝居や絵本の活用等を意識的に行い、子どもの年齢に応じて、ひとりひとりの興味や関心、個性を大切にしようとの大切さを伝えた。	A	年齢に応じて、教材や玩具を保育に取り入れ、その子らしさを尊重したり、認め合える関係づくりにつながっている。保育者が常に人権感覚をアップデートし、ひとりひとりを大切に尊重し認め合える保育や職場づくりへの意識を高めていく。
6	メディアを正しく読み解く力を育てる教育の充実	テレビコマーシャルやアニメ、インターネットなどから児童生徒が固定的性別役割分担意識や暴力、性の商品化などを受け入れることのないよう、メディア・リテラシーを高めるため、学校での教育を充実させるとともに、家庭と連携して取り組みます。	学校教育課	情報を正しく受けとめる視点を育む指導を行うとともに、保護者と協力して健全な情報判断力を養う環境を整える。			SNS・動画サイトなどの情報から、情報を正しく受けとめることや誤情報との向き合い方などの指導を実施。	A	ネット利用教室での、具体的な事例を通して、ネット使用やネットからの情報について、一人一人が考える機会となった。低学年段階からの体系的な指導をさらに充実させる。
			教育センター	情報活用に関する責任ある行動規範を学ぶ「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を図る。	デジタル・シティズンシップ教育教材一覧に基づいた授業を全校で実施(100%)	令和8年3月	デジタル・シティズンシップ教育教材一覧に基づいた授業を実施した学校の割合は昨年度実績から30ポイント上回り、100%となった。保護者と連携した取組も行われている。	B	全校で取組が行われていることは大変評価できる。一方、市内ではSNS等のトラブルが発生していることから、子どもへの定着には課題があると考えられる。 デジタル・シティズンシップが定着するように繰り返し取り組むことが必要である。
7	性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、望ましい行動がとれるよう、学校における性に関する教育を充実させるとともに、家庭と連携して取り組みます。	学校教育課	児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、互いを尊重し協力する姿勢を育むとともに、保護者と協力して健全な価値観の形成を支援する。			発達段階に応じ、思春期の心身変化、生命の大切さなどを扱う授業を実施。	A	継続して取り組み、正しい知識を学ぶことで、SNS等で誤った情報に「おかしい」と気づいて、望ましい行動ができるようになっていきたい。
8	デートDV防止講座に対する支援	中学生、高校生、大学生などに、互いを尊重し、暴力のないよりよいパートナーシップが築けるような教育・啓発を行います。	学校教育課	中学校における人権教育の中で、相手を尊重し大切にす等の指導を行う。			系統的に人権教育を行い、相手を尊重し大切にす等の指導を実施。	A	一人一人の人権を大切にす視点から日々の学級経営が行われている。人権教育での学びが生活においてもつながるように、継続した取組が大切である。
			人権推進課	生徒・学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDV防止について研修を行う中学・高校・大学を対象に、三同教じんけんスタディ事業において、支援する。 また、夏休み期間中に教育センターでデートDVに関するパネル展を開催する。			年度初めに、対象となる学校に対してじんけんスタディ事業についての周知を行った。 また、DVに関する図書や講座のチラシを配架し、市民に情報提供を行った他、夏休み期間中に、教育センターでデートDVに関するパネル展を開催。	B	年度初めに各学校への事業の周知を実施したが、本年度デートDVに関する学習会・研修会を実施する学校はなかった。 デートDVに関する展示は、夏休み期間中ということもあり、ターゲットである学生を中心に啓発できた。
9	青少年の性暴力被害防止のための教育・啓発の推進	性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようホームページや広報紙などにより啓発するとともに、学校において「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。 また、児童生徒が性犯罪に巻き込まれないよう、携帯電話やスマートフォンなどの使用方法について、教育や啓発を行	学校教育課	生命(いのち)の安全教育に取り組むとともに、性的な暴力被害の防止やネット利用の危険性についての教育・啓発に取り組む。			生命（いのち）の安全教育を全校で実施し、SNS・スマホの使い方に関する指導を継続して行っている。	A	インターネットなどの危険性を知るとともに、情報を吟味するなどの姿が見られる。家庭と連携し、継続して取り組む必要がある。

		います。 さらに、ネットパトロールを行い危険度の高い投稿や不適切な投稿について早期に見出し、対応します。	人権推進課	性暴力被害についてのパンフレットや図書を配架するとともに、児童、生徒を対象に携帯電話やスマートフォン等の適切な使用方法についての講座開催に対する支援を行う。			11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、市役所風除室でのパネル展開催のほか、広報みきや神戸電鉄三木駅のデジタルサイネージを利用し、配偶者に対する暴力の防止を呼びかけた。 また、小中学生を対象とした情報モラルやスマートフォンの安全な使い方などの学習会を支援する三同教じんけんサポート事業およびじんけんスタディ事業を対象とする学校へ事業広報を行った。 小中学生を対象とした情報モラルやスマートフォンの安全な使い方などの講演会（計3件実施）	A	また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は啓発展示の他、今年度より株式会社岡田金属工業所でパールライトアップを実施したことにより、より多くの方に周知できた。 また、三同教じんけんサポート事業およびじんけんスタディ事業において、小中学生を対象とした情報モラルやスマートフォンの安全な使い方などの講演会の開催により、啓発等を行うことができた。
10	男女共同参画に関する教育・保育関係者の研修の充実	教員・保育士などが男女共同参画社会の実現をめざすという視点をもち、ジェンダー平等についての意識を高めるための研修を充実させます。	学校教育課	男女を問わず、子ども一人一人の人權を大切に研修を実施する。 また、男女共同参画週間に合わせて、教職員研修資料の周知をするなど、教職員の意識向上を図れるよう啓発を行う。			子ども一人一人の人權を大切に研修を実施。男女共同参画社会に向けて、教職員研修資料を周知し、教職員の意識向上への啓発を行った。	A	日常的に「困ったらいつでも相談していい」と伝え、個別に相談しやすい環境づくりに努めている。
			教育センター	男女平等についての意識を高めるため、教職員専門研修において関連する内容に触れる。	年2回	令和8年3月	男女共同参画の視点を交えた心理的安全性に触れながら、学級・学校づくりに関する研修を2回開催した。	B	教職員の意識を高めるため、今後も継続して、男女平等に関わる研修を計画・実施していく。
			教育・保育課	セルフチェックリストを活用した振り返りや、職員研修により意識の向上を図る。	年1回以上	令和8年3月	職員会議等でジェンダー教育について職員間で共有を図る他、セルフチェックリストを活用した振り返りや、職員研修により意識の向上を図った。	B	研修や振り返りにより「無意識」「当たり前」を見直すきっかけとなっている。定期的に研修を実施することで、人権感覚や意識の向上を図るとともに、互いに高まり合える職場関係づくりに努める。
11	審議会、各種委員会などへの女性委員の参画促進	市の「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。 また、各種委員会委員などの選任においても積極的に女性を登用するよう取り組みます。	企画政策課	令和7年度に改選となる審議会等の委員について、可能な限り女性委員を推薦していただけるように依頼をする。	審議会委員の女性割合40%	令和8年3月	任期満了3か月前を迎える審議会等について、所管課に対し女性委員の割合が4割以上となるよう、積極的な登用を依頼した。 依頼先：18	A	審議会等委員の選任に関する指針にそって所管課へ登用依頼をすることともに、企画政策課から各種団体へ一括して推薦を依頼する際は、可能な限り女性委員を推薦していただけるよう引き続き依頼を行う。
			関係課	具体的施策11のシートに記載				—	—
12	自治会などへの女性役員の参画への働きかけ促進	各自治会で女性参画への気運が高まるよう、男女共同参画の推進についての勉強会を実施するとともに、女性が積極的に選出されるよう取り組みます。	市民協働課	地域活動における女性活躍に関する研修会を実施する。また、役員改選時期の区長協議会連合会定例理事会や自治会運営ハンドブックで働きかける。	年4回以上	令和8年3月	10月開催の区長協議会定例理事会で、「自治会に女性が参画することの大切さ」と題して、男女共同参画に関する研修会を開催した。 また、「自治会運営ハンドブック」を全自治会の区長へ配布し、自治会への女性役員参画について周知を図った。 研修開催回数：1回	B	特に農村部の自治会では、慣例により男性が代表者として自治会活動に参加することが多いため、女性役員は必然的に少なくなる傾向にある。引き続き、自治会運営ハンドブック等で自治会運営に女性の視点を取り入れる働きかけを行う。

13	女性リーダーの育成と女性リーダーが育つ環境づくり	政策・方針決定の場合へ参画できる女性リーダーが育つ環境を整えるとともに、女性リーダーを育成する講座を開催します。	人権推進課	「政治分野における男女共同参画」をテーマに連続講座を開催する。	年8回	令和8年3月	政治分野の男女共同参画をテーマに全8回の講座の他、番外編として議会傍聴を実施した。 第1回目(8月30日) 参加者7人 第2回目(9月20日) 参加者7人 第3回目(10月18日) 参加者6人 第4回目(11月22日) 参加者6人 番外編(12月9日) 参加者6人 ※議会傍聴 第5回目(12月13日) 参加者4人 第6回目(1月24日) 参加者7人 第7回目(2月14日) 参加者5人 第8回目(3月14日) 参加者5人	A	コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力向上の講座受講により、受講生自身のスキルアップに繋がったとともに、市議会や選挙の仕組みを知ってもらうことで、政治や行政に対する関心を高めることができた。 来年度も、参加者に満足いただけるよう、カリキュラムを充実させたい。
14	企業への男女共同参画推進の働きかけ	市が男女共同参画の範を示し、女性の就労促進や職域拡大など市内の企業が男女共同参画を一層推進するよう働きかけ、「一般事業主行動計画」の策定を促します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女共同参画に取り組み企業の推奨と周知が可能である。
15	女性の起業・経営に対する支援	市内での起業、または第二創業をめざす起業家を支援します。	商工振興課	市内で起業をされる方に対して、中小企業サポートセンターによる支援や、市の補助金により支援する。			中小企業サポートセンター、三木市起業家支援事業補助金などによる起業家の支援を実施した。 R7申請件数 6件(うち女性起業家5件)	A	起業家支援事業補助金については女性に特化した事業ではないものの、今後も引き続き継続することで、女性起業家の支援につなげる。
16	「家族経営協定」の普及	農業を行う家族間での役割分担や就業条件を明確にした「家族経営協定」を普及します。	農業振興課	家族間で活動を検討されている認定農業者・新規就農者に対して啓発、支援を行う。			認定新規農業者1名が新たに「家族協定」を締結している。	A	今後も認定新規就農者を中心に継続して普及啓発に取り組んでいく。
17	商工業等の自営業者への男女共同参画の推進	商工業等の自営業者に従事する女性の経営参画等や、就業条件の整備等について情報提供や啓発を行います。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業に関する意識の高まりが表れてくる。
18	女性のネットワークづくり	様々な分野で活躍する女性や団体などが、互いに交流できる機会を設けます。	人権推進課	北播磨女性リーダー交流会を実施する。	年2回	令和8年3月	北播磨管内の女性リーダー交流の場として、第1回目を三木市で開催。2回目については悪天候のため中止となった。 第1回目(三木市開催) 【日 時】令和7年6月28日(土) 14:45~16:30 【場 所】三木市立中央公民館 【テーマ】若者・女性の活躍が地域を変える ~多様な視点で地域を活性化~ 【参加者】25人 第2回目 多可町で開催予定だったが、悪天候により中止	B	他市町の女性リーダーとの交流を通じて活発な意見交換が行われ、良い刺激を受けるとともに、女性のネットワークづくりのきっかけとなった。 来年度も他市と連携をとりながら交流会を実施し、さらなる女性リーダー同士のネットワークづくりに努めたい。

19	男女共同参画に取り組む団体・グループの支援	男女共同参画に取り組む団体やグループを支援し、個人や団体の力量アップに取り組めます。	人権推進課	現在登録している「こらぼーよ編集委員会」の活動を支援し、情報誌を4回発行する。	情報誌の発行4回	令和8年3月	「こらぼーよ編集委員会」の活動を支援し、情報誌を4回発行した。 また、兵庫県男女共同参画推進員及び北播磨地域のメンバーからなる団体「PoPo北はりま」が主催するイベントのチラシを配架し、集客等の支援を行った。	A	行政主体の施策のみならず、市民に積極的に活動してもらうために、来年度以降も引き続きグループを支援したい。
20	女性の人材情報の整備と提供	女性の人材について幅広い情報を収集するとともに、人材リストを整備し、人材情報を提供します。	人権推進課	女性の人材についての情報を整備し、講師の紹介依頼などに対して積極的に支援する。			市内公民館が希望するテーマに応じて講師と交渉を行い、公民館と共催で男女共同参画センターの出前講座を開催した。 また、一つの団体から講師依頼があったが、参加人数が少なく予算も限られていたため、職員が講師を務めた。	A	今年度は依頼内容に柔軟に対応できた。 今後も積極的に情報発信を行い、男女共同参画に関する講師紹介活動を広げていきたい。
21	性の多様性に関する教育・啓発、情報発信	職場や市民講座、住民学習などで多様な性の存在を認識し、理解を深めるための取組を推進します。 また、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。	人権推進課	自分らしく暮らせるまちをめざし、多様な性のあり方について、各公民館等の公共施設における啓発展示や各自治会で住民学習を実施する。			今年度は市内の各施設(公民館・隣保館・中央図書館などの公共施設)12か所において、啓発展示を実施した。 また各自治会において住民学習を実施する社会教育推進委員の全体研修会において、多様な性等さまざまな課題を学ぶ資料を提示し、活用してもらえよう支援をした。	B	公民館等での啓発展示については、文化祭などの行事期間中に展示を行うことも多く、多くの方に展示を見ていただくことができた。 住民学習の内容については、兵庫県の人権啓発DVD(毎年指定テーマあり)を使用することが多いため、毎年多様な性を取り扱うことは難しい。
			学校教育課	多様な性について教育・啓発、情報発信を行うなど、学校において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進した。			学校でのトイレや更衣、相談体制への配慮を強化するなど、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進した。	A	学校環境での配慮や情報発信を継続し、取組を進めていく。
22	三木市パートナーシップ制度の周知啓発	一方または双方が性的マイノリティや、事実婚のカップルの関係を市が公に証明する「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。	人権推進課	広報誌、ラジオ放送、ホームページなどあらゆる機会をとらえ、周知啓発に努めるとともに、公民館等の公共施設において啓発展示を実施する。			今年度はホームページ等で啓発を行うほか、市内の各施設(公民館・隣保館・中央図書館などの公共施設)12か所において、パートナーシップ制度に関する啓発展示を実施した。	A	公民館等での啓発展示については、文化祭などの行事期間中に展示を行うことも多く、多くの方に展示を見ていただくことができた。 来年度もより多くの方に見ていただけるよう展示内容等を工夫したい。
23	多文化理解のための教育・啓発の実施	多文化共生理解講座の開催など、多文化の理解について啓発するとともに、学校教育や生涯学習において多文化共生の視点を取り入れた学習を実施します。	市民協働課	三木市国際交流協会と連携し、様々な機会を捉え多文化共生に関する研修やイベントを開催する。リーフレットや広報誌等で外国人住民の現状などを共有し、多文化共生意識の向上を図る。(市職員研修、日本語ボランティア養成講座、COOL MIKI、ぐるっとワールド等)	延べ1000人	令和8年3月	多言語情報の一環として、三木市で生活する外国人住民のための「三木市生活ガイドブック」を改訂(やさしい日本語、ベトナム語、中国語、英語)。 4月の新採用職員研修で、多文化理解研修を実施した。 職員研修で、「やさしい日本語(初級編)」を5月(39人参加)に、「多文化理解研修」を10月(27人参加)に、「やさしい日本語(書き言葉編)」を令和8年1月(29人参加)に、ワークショップを取り入れて実施した。 多文化交流サロンを12月(16人参加)に実施した。 日本語ボランティア養成講座を2回(7月29人参加、8月35人参加)行った。 国際交流協会が出前講座(三木高校4月、7月、中央公民館6月、三木市高齢者関連施設連絡会7月、高木県営住宅9月、三樹小学校9月、2月等計15回約730人参加)と夏休み期間を利用して「にほんご de まなぼう」を実施(計5回12人参加)。 国際理解セミナーを6月(23人参加)、11月(23人参加)、1月(27人参加)、日本文化体験まち歩きツアーを7月(16人参加)、ぐるっとワールドを10月(約600人参加)、COOL MIKIを2月(60人参加)、国際料理教室を12月(20人参加)に実施した。	B	ガイドブック等は、三木市で生活をはじめ外国人住民が、安心して生活が送れるよう日本のルールや習慣、三木市での日常生活に役立ててもらえるように配布した。 出前講座は、地域などさまざまな場所へ出向くことにより理解が広がった。 日本語ボランティア養成講座は既存ボランティアの知識のブラッシュアップと新規ボランティアの獲得に繋がった。 市民が様々なイベントに参加することによって、多様な国や文化に触れ交流することができた。 今後も、外国人住民の増加が見込まれ、誰もが住みやすい地域を創るために引き続き意識啓発に取り組む。

			学校教育課	児童生徒に対して、多文化共生の理解と啓発を進めるとともに、外国人児童生徒の自己実現を支援する。			学校では外国につながる子どもへの日本語支援を継続して行うとともに、異文化理解や多文化共生の視点を取り入れた学習を実施。	A	母語支援や日本語指導などにより、子どもたちの心の安定につながっている。 日本語指導が必要な児童生徒へのさらなる支援の充実を図っていく。
24	外国人に対する外国語案内表記などの充実と相談体制の充実	必要な各種情報を多様な言語や漢字のルビふり、「やさしい日本語」で効果的に発信できるよう、関係機関と連携し、支援します。 また、外国人が安心して生活できるよう、相談体制を充実させます。	市民協働課	「やさしい日本語」の必要性について理解を深め、市職員の多文化共生意識の向上を図り、「やさしい日本語」での窓口対応を促進する。 外国人住民への情報伝達や手続きの円滑化を図るため、各課の作成・発行する書類（通知・案内等）について、外国人住民が理解しやすいよう工夫をするなど、行政サービスの不平等や情報格差の解消に努める。 外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の周知と相談体制の充実を努める。	職員研修 年2回、各40人	令和8年3月	4月の新採用職員研修で、多文化理解研修を実施した。 職員研修で、「やさしい日本語（初級編）」を5月（39人参加）に、「多文化理解研修」を10月（27人参加）に、「やさしい日本語（書き言葉編）」を令和8年1月（29人参加）に、ワークショップを取り入れて実施した。 また、「外国人相談窓口」の周知を行うとともに、ホームページ等で「やさしい日本語」や多言語で情報提供を行った。 1月末時点での相談件数は362件だった（主な相談内容は、子どもの教育、雇用労働、通訳翻訳依頼、日本語学習、住宅、医療等）。	B	「やさしい日本語」を習得したり、外国人住民の文化等の背景を知ることなどで、外国人住民とのコミュニケーションや情報伝達の方法を考えるきっかけとなった。今後も継続的な取組を行い、意識啓発を行う。 トラブルは、生活習慣の違いや生活のルールに対する理解が十分でないことに起因することが、相談内容などから分かった。
			財政課	組織改正に伴い、ふりがなルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行う。また、庁内案内表示看板にQRコードを併記し、ホームページに掲載した多言語の庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信する。 総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。			組織改正に伴うルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行った。 また、庁内案内表示看板にQRコードを併記し、ホームページに掲載した多言語の庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信を行った。 総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。	A	庁舎案内図に関しては5か国語の冊子を用意しているが、内容について聞かれた場合は、職員が、やさしい日本語で対応する必要がある。

基本目標 I 具体的施策No.2

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未実施

具体的施策	市の発行物などにおける「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用			
施策の内容	市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。			
担当課名	令和7年度各課事業実施計画	令和7年度取組状況	自己評価	効果と課題
企画政策課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意するとともに、偏ったイメージを持たないよう理解に努める。	発行物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し文章表現やイラストに留意した。	A	発行物については、今後も作成時に男女共同参画の視点に配慮した文章表現に留意する。
デジタル推進課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	研修に職員が参加するように呼びかけ、研修会を1回行った。 発行物の表現の確認は、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し文章表現やイラストに留意した。	A	今後も男女共同参画の視点に配慮した、表現やイラストに留意する。
縁結び課	市広報や刊行物の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	男女表記の必要性についてその都度検討し、記載を行った。	A	今後も必要性について留意し取り組んでいきたい。
秘書広報課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	市広報や刊行物等を作成する際には男女共同参画の視点に立ち、適切な文章表現やイラストに留意した。 また、人権推進課が実施する研修へ積極的に参加するよう努めた。	A	市広報や刊行物等の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立った表現に留意することで、配慮した情報発信につながっている。 今後も日常業務により一層反映できるよう、継続した意識啓発を心掛ける。
危機管理課	市広報やホームページ、チラシ作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	人権推進課が実施する男女共同参画研修会等に積極的に参加するとともに、課内で作成する広報原稿やホームページ、チラシ等においては、性別で偏りのある表現やイラストの使用を避けるなど男女共同参画の視点での表現となるよう努めている。	A	職員一人ひとりの男女共同参画の視点に関して、その意識づけは向上している。 引き続き、発行物作成に関しては、ガイドライン等を利用し、男女共同参画の視点に配慮することを心掛ける。
総務課	職員向けの掲示や職員採用試験の広報等において、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	職員向けの掲示や職員採用試験の広報等において、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。	A	今後も引き続き、情報発信の際には、男女共同参画の視点を意識した文書作成に努める。
市史編さん室	募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	職員研修に参加し、意識改革を図るとともに、研究紀要や市史編さんだより等の印刷物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現をするように留意した。	A	研修に参加し、男女共同参画の視点に配慮する意識づけができた。 印刷物作成の際には、男女のバランスやイメージに留意した表現を心掛けた。 市史の本文については、その時代の史実を記載するため、やむを得ない表現があることが考えられる。
財政課	広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。	広報や記入様式作成の際に固定的概念にとらわれないような文章表現やイラストに留意した。	A	男女共同参画に関した研修に参加したことにより、庁舎案内表示、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する意識付けができた。
経営管理課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。	市広報の記事作成において、イラストを使用する際に、一方の性別だけでなく男女両方を掲載した。	A	性差による無意識の決め付けの増長を防止した。
税務課	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を課内職員に周知を行い、意識の向上を図る。 また、広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」について課内職員に周知を行い、意識の向上を図ることができた。 また、広報を行う際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意し取り組んだ。	A	今後も引き続き情報発信する際には、男女共同参画の視点に立ち、表現やイラスト等に留意する。
債権管理課	広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。	課内の職員を対象とした研修を実施し、意識の向上に努めた。研修に関して1回開催(参加者8名)。 また、広報等を行う際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意した。	A	研修を開催したことによって、職員の男女共同参画社会への意識を高める機会となった。 今後も引き続き男女共同参画の視点に配慮し、表現等に留意する。
市民協働課	配付チラシ、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。	配布チラシ等、男女共同参画の視点での表現になるよう配慮した。所属内研修において多文化共生理解の研修を受講し、市内に住む外国人住民から男女ともに抱える課題について理解を深めた。	A	広報物の作成に際し、今後も男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意していく。
人権推進課	全職員に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意されるよう取り組む。	庁内掲示板を使用し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知を行うほか、若手職員を対象に、固定的な観念にとらわれない文章表現やイラストをテーマとした研修を実施した。	A	研修を行った際に「初めてこのガイドラインの中身を見た。」という職員もいたため、周知には繋がったが、浸透していないのが現状。 引き続き職員へガイドラインの利用を促すとともに、ガイドラインの内容自体も見直しが必要である。
市民課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	常に男女共同参画の視点に配慮した表現に努めた。 人権推進課が実施した男女共同参画研修や総務課が実施した人権研修に参加した。	A	研修に参加することにより、男女共同参画に対する知識を深めることができた。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。

担当課名	令和7年度各課事業実施計画	令和7年度取組状況	自己評価	効果と課題
保険年金課	市広報やホームページ、「こくほだより」等の発行物において、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに引き続き留意する。	市広報やホームページ等作成時に、文章表現やイラストに留意した。	A	今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。
環境政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	チラシ等の作成に当たっては、固定観念にとらわれた表現にならないよう、留意している。	A	女性と男性を対等でない表現にしていなかなど、多様な視点から考えるように意識できた。
生活安全課	公文書等の作成時に文章表現やイラストの表現に留意する。	チラシ等の作成に当たっては、固定観念にとらわれた表現にならないよう、留意している。 また、職場内人権研修として、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、内閣府の動画視聴及び感想の共有を行った。	A	職場内人権研修の実施後、課員全員に意見や感想を共有することで、多様な考え方を学ぶ機会に繋がっている。
環境課	広報やホームページ、チラシなど、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。	広報やホームページ、チラシ等で周知する際、ガイドラインに沿った表現等に留意した。	A	広報等での周知にかかわらず、日頃からの市民対応において固定的な観念にとらわれない表現等を心掛けることができた。 今後、研修等があれば参加し、意識の向上に努める。
福祉課	固定的な観念にとらわれない文章表現やイラストに留意する。	研修に参加するように推進し、職員の意識改革を図るよう取組みを行った。また、発行物を作成するにあたって文書表現やイラスト等に留意している。	A	今後も文書や発行物等を作成するにあたり、固定的な観念にとらわれないように意識をして行う。
障がい福祉課	広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストを使用する。	広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストを使用した。	A	大きな課題はなかった。今後も広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストを使用するように周知を徹底する。
こども福祉課	市広報原稿やホームページ、ガイドブック等の配布物などの作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現としている。	A	今後も市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
高齢福祉課	広報やホームページ、その他課の所管事項に係るチラシ等の作成において、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストを使用する。	市の広報やガイドブック、ホームページ等の作成にあたり、ガイドラインに沿った文章やイラストとした。	A	介護への固定的な性別役割分担の解消に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。
健康増進課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。	広報、ホームページをはじめ、各種配布物の作成については、男女共同参画の視点に配慮している。 職員研修は、男女共同参画の視点を含めた内容の媒体を使用し実施している。	A	今後も継続して、男女共同参画の視点に配慮する。
介護保険課	市広報原稿やホームページ、チラシ等の配布物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。	課員に男女共同参画についての研修に参加するよう呼びかけた。 また、市の広報やホームページ、チラシ等の作成にあたり、ガイドラインに沿った文章やイラストとした。	A	研修に参加することで、新しい気づきがあり意識改革に繋がった。 介護に関わる職業の固定的な性別役割分担の解消に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。
商工振興課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	発行物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用した文章表現やイラストに留意するとともに、人権推進課が主催する各種研修会へ参加した。	A	発行物については、今後も作成時に、男女共同参画の視点に配慮した文章表現に留意する。 また、人権研修に積極的に参加したことで、課員の男女共同参画に対する意識を高めることができた。
観光振興課	市広報やチラシ、パンフレットの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現、イラストを使用する。	男女共同参画の視点に配慮した表現、イラストの使用を心掛けた。	A	苦情等の問合せがないため、適切な表現ができていないものと判断する。 今後も引き続き男女共同参画の視点に配慮した表現、イラストの使用を心掛ける。
ゴルフのまち推進課	市広報やチラシなどの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮し、適切な表現を用いる。	市広報誌やチラシなどの記事、電子申請で申込フォーマットやアンケート等における unnecessary な表記の見直しを検討し、男女共同参画の視点に配慮した適切な表記に訂正していく。	A	今後も引き続き男女共同参画の視点に配慮することで、誰もが固定概念にとらわれない表現やイラストの使用を心がける。 また、 unnecessary な表記の見直しと訂正を行い、適切な表現を用いることとする。
農業振興課	ホームページ又は市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての共通認識が持てるよう、研修を行う。	ホームページ又は市広報等の作成時にガイドラインに基づく適正な表現を用いた。	A	引き続き、課内の人権意識を高め適正に対応していく。
農地整備課	ホームページや市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての研修等を行い、意識の向上に努める。	市広報やホームページ等作成時に、男女共同参画の視点に配慮した文章表現を心掛けた。	A	今後も広報記事等の作成において男女共同参画の視点に配慮するよう努める。
道路河川課	市広報等の作成に際し、男女共同参画の意図を理解し、内容に配慮する。	公文書等の作成時に unnecessary な性別表記を行わないよう注意を払った。	A	男女共同参画に配慮すべき広報物の作成が必要となった際は、適切な対応を行っている。
プロジェクト推進課	ホームページや回覧文書等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	ホームページ作成及び回覧文書作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。 課内の人権研修等と併せて男女共同参画に対する意識向上に努めた。	A	今後も引き続き、「男女共同参画の視点からの表現ガイドラインのチェック項目」を活用し、文章表現やイラスト掲載に留意していく。 今後も研修を実施し、積極的な参加を促す。

担当課名	令和7年度各課事業実施計画	令和7年度取組状況	自己評価	効果と課題
都市政策課	市広報やホームページなど男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	市広報やホームページなど市民への情報発信について男女共同参画の視点に配慮した表現に努めている。	A	今後とも情報発信の際は男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
交通政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	市広報等の作成の際は男女共同参画の視点に立ち、表現に配慮した。 また、人権推進課が実施する研修へ積極的に参加するよう努めた。	A	引き続き、市広報等の作成に際し表現に配慮する。 また、研修に参加することで課員の男女共同参画の意識を高めることができた。今後も研修等に参加し、意識向上に努める。
建築住宅課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に取り組んだ。人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加した。	A	今後も市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努めるとともに、人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。
水道業務課	広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿ったイラストに留意する。	広報やホームページ等で男女共同参画の視点に配慮すべき記事はなかった。	A	職員が広報やホームページ等の記事作成の際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意するよう心掛けている。
水道工務課	広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿ったイラストに留意する。	広報やホームページ等で男女共同参画の視点に配慮すべき記事はなかった。	A	職員が広報やホームページ等の記事作成の際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意するよう心掛けている。
下水道課	広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿ったイラストに留意する。	広報やホームページ等で男女共同参画の視点に配慮すべき記事はなかった。	A	職員が広報やホームページ等の記事作成の際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意するよう心掛けている。
市民生活課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	庁内掲示物の掲示等において男女共同参画の視点に配慮した。また、市で開催する男女共同参画に関する研修会へ積極的に参加した。	A	今後も広報記事の作成や掲示物の掲示において男女共同参画の視点に配慮するよう努める。
健康福祉課	市広報誌やホームページ、刊行物等の作成に関して、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストに留意する。また、男女共同参画に係る研修に参加し、意識の向上を図る。	市広報誌等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。また、男女共同参画に係る研修に積極的に参加し、意識の醸成に努めた。	A	引き続き男女共同参画の視点に配慮した表現に努め、研修等にも積極的に参加する。
地域振興課	市広報等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	広報やホームページ等で男女共同参画の視点に配慮すべき記事はなかった。	A	男女共同参画に配慮すべき業務は少ない状況ではあるが、引き続き職員人権研修などを通じ、意識の醸成に努める。
会計室	発行物なし	—	—	—
消防本部	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用して、署内研修を実施し、広報紙及びホームページ等の文章表現やイラストに留意する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し署内研修を開催。また、広報紙及びホームページ等の表現確認を実施した。	A	男女共同参画に対する考え方を意識付けることができた。これからも男女共同参画の考え方を念頭において、広報紙やホームページ等を作成していく。
議会事務局	議会だよりやホームページの作成の際は、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	議会だよりやホームページを作成する際は、男女共同参画の視点に配慮し、適切で分かりやすい表現となるよう努めた。	A	男女共同参画に対する職員の意識向上が図られた。 今後も引き続き、男女共同参画に対する職員の意識改革に努めるとともに、議会だよりやホームページにおいて適切な表現による情報発信を推進していく。
選挙管理委員会事務局	広報みき「選挙特集号」やホームページ、各種パンフレットの作成に際しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 また、男女共同参画について研修を行い、固定的な観念にとらわれない意識を醸成し、文書表現にも留意する。	広報の選挙特集号や、ホームページ作成などについては、男女共同参画の視点に立った表現を心掛けた。 また、庁内の人権研修を活用し、固定的な観念にとらわれない意識の醸成が図られるよう課内で意見交換をもった。	A	選挙特集号や、ホームページなどの表現については男女共同参画の観点からの見直しを行っている。 投票録など、国で統一された様式については変えることが出来ないが、可能な範囲で検討を続けていきたい。
監査・公平委員会事務局	毎年実施している職場における人権研修において、ガイドラインを活用し固定的な観念にとらわれない意識を醸成する。	課内人権研修において、男女共同参画についても学び、意識向上に努めた。	A	男女共同参画に対する意識改革ができた。 今後も引き続き、固定的な観念にとらわれないような意識向上のため、研修を実施していく。
農業委員会事務局	既成概念にとらわれず、ガイドラインに即し文章やイラストなどの表現行為に留意する。	令和7年度については発行物がなかった。	—	—
教育総務課	ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	ホームページ等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。	A	今後もホームページ等を作成するに当たり、固定的な観念にとらわれないよう意識して行う。
教育施設課	男女共同参画に対する研修を実施し、意識の向上に努めるとともに、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	男女共同参画に関連した研修に参加し、意識の向上に努めた。ホームページ作成時における男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	A	市職員の意識改革のための研修会に参加し、意識の向上ができた。今後も意識向上に努めていく。
生涯学習課	公文書や公民館だより、地域と共催で発行するチラシ等にも、男女共同参画に対する視点を持って作成するよう留意する。	公民館だより、広報誌やチラシ等の発行に際し、文書に不適切な表記がないように留意し、また、イラストを使用する際は、性別による固定観念にとらわれないよう男女双方のイラストを掲載するなど、男女共同参画の視点を持って作成した。	A	今後も発行物は分かりやすく伝えるとともに、人権に配慮した表現方法を徹底し情報発信する。

担当課名	令和7年度各課事業実施計画	令和7年度取組状況	自己評価	効果と課題
図書館	図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意した。	A	男女共同参画に関する研修に積極的に参加し、意識の向上に努めていく。 今後も男女共同参画の視点に立った表現を意識するよう心がける。
文化・スポーツ課	市職員の男女共同参画に関する意識改革のための研修に参加するとともに、募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	人物やジェンダー的な要素を扱うポスター等はないが、チラシやポスター等の作成が多い部署であるため、印刷物の作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意した。	A	平素から印刷物やホームページ等の作成にあたっては、常に男女共同参画の視点に配慮して対応している。
学校教育課	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインに基づいて文章表現やイラストの表現に留意する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を共有し、男女共同参画の視点に立ち、資料などの作成を行った。	A	市広報や各種発行物、プレゼンテーションなど男女共同参画の視点に立って作成することができた。
教育センター	広報物やセンター内掲示など、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストに留意する。	文書や館内掲示作成時には、男女共同参画の視点から複数の職員で確認を行い、意識付けを図った。	A	男女共同参画の視点を常に意識するよう職員に意識付けるとともに来庁者への啓発も行う。
小中一貫教育推進室	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインに基づいて文章表現やイラストの表現に留意する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、説明資料の作成等を行った。	A	固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意した説明資料の作成等を行うことができた。
教育・保育課	公立に加えて民間の園長・理事会で活用及び職員への周知を依頼し、ホームページや文書作成にあたり、男女共同参画の視点に留意する。	民間認定こども園の理事会において、ガイドラインを配布し再確認を行うとともに、配布物の作成等において表現やイラスト等、職員間で周知し確認しあうなど、意識付けを行った。	A	公立園所のみでなく、民間園にも周知することで、全園所において固定観念にとらわれによる意識を高める機会になった。 今後も定期的に確認しあう機会をもつ。

基本目標 I 具体的施策No.11

具体的施策	審議会、各種委員会などへの女性委員の参画促進					
施策の内容	市の「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。また、各種委員会委員などの選任においても積極的に女性を登用するよう取り組みます。					
担当課名	審議会等名	令和7年4月1日現在の女性委員割合	※次回改選時期	次回改選後における女性委員割合の目標数値	令和8年3月31日現在の女性委員割合	来年度以降の取組
企画政策課	行政不服審査会	0%	令和8年12月31日	40%以上	0%	審査会の性格上、専門的な学識経験者の登用が必要であり、適任と認められる方の大部分が男性であるため、女性候補者の確保が困難であった。専門性と多様性のバランスを考慮しつつ、今後も引き続き女性登用の促進に努める。
	情報公開審査会	20%	令和7年6月30日	40%以上	0%	審査会の性格上、専門的な学識経験者の登用が必要であり、適任と認められる方の大部分が男性であるため、女性候補者の確保が困難であった。専門性と多様性のバランスを考慮しつつ、今後も引き続き女性登用の促進に努める。
	個人情報保護審査会	20%	令和7年6月30日	40%以上	0%	審査会の性格上、専門的な学識経験者の登用が必要であり、適任と認められる方の大部分が男性であるため、女性候補者の確保が困難であった。専門性と多様性のバランスを考慮しつつ、今後も引き続き女性登用の促進に努める。
危機管理課	防災会議	30%	令和8年4月1日	40%以上	30%	引き続き、委員改選にあたっては、可能な限り、各団体から女性委員を推薦していただけるよう働きかけを行うとともに、広く市民からの公募を実施する。 会議の性質上、自衛隊や警察、国や県の官公庁、ライフラインに関する指定公共機関の代表者等が委員の大部分を占めており、更なる女性委員の割合増加については、困難な状況である。
	水防協議会	10%	令和8年4月1日	20%以上	6%	会議の性質上、自衛隊や警察、国や県の官公庁、ライフラインに関する指定公共機関の代表者等が委員の大部分を占めており、更なる女性委員の割合増加については、困難な状況である。
	国民保護協議会	9%	令和8年4月1日	20%以上	4%	会議の性質上、自衛隊や警察、国や県の官公庁、ライフラインに関する指定公共機関の代表者等が委員の大部分を占めており、更なる女性委員の割合増加については、困難な状況である。
財政課	指定管理者選定委員会	20%	令和8年7月1日	1名以上	0%	団体等に委員候補者の推薦を依頼する場合は、可能な限り女性の推薦を依頼する。
	労働報酬審議会	0%	令和9年2月8日	1名以上	0%	団体等に委員候補者の推薦を依頼する場合は、可能な限り女性の推薦を依頼する。
市民協働課	市民活動支援審査会	67%	令和8年6月1日	40%以上	67%	市民活動内容の審査において、女性の視点が反映できている。 今後も、女性委員の参画促進に取組んでいく。
人権推進課	子どものいじめ対策専門委員会	75%	令和7年6月1日	40%以上	75%	来年度以降も積極的に女性を推薦してもらえよう、団体に依頼する。
	人権尊重のまちづくり推進審議会	45%	令和7年6月1日	40%以上	45%	今回の委員改選時（R9.6.1）においても、今以上の女性委員の割合をめざす。
	隣保館運営委員会	31%	令和7年6月1日	40%以上	31%	女性委員の割合が40%に達しなかった。委員13名中8名が団体推薦及び充て職のため、推薦を依頼する際に、女性の登用に配慮を求める（次回委員改選はR9.6.1）。
保険年金課	国民健康保険運営協議会	30%	令和7年7月1日	40%以上	30%	委員17名中12名は団体推薦であるため、委員改選時は、推薦を依頼する際に、女性委員の登用に配慮を求める（回りの委員改選はR10.7.1）。
環境政策課	環境審議会	16%	令和7年6月1日	40%以上	11%	女性委員の割合が規定以上となるよう努める。
	規制対象施設建築等審査会	25%	令和7年6月1日	40%以上	38%	女性委員の割合が規定以上となるよう努める。

福祉課	民生委員推薦会	43%	令和7年10月1日	40%以上	29%	引き続き、女性委員の推薦を働きかけていく。
	社会福祉審議会	40%	令和7年6月1日	40%以上	64%	引き続き、女性委員の推薦を働きかけていく。
障がい福祉課	手話施策推進会議	60%	令和7年6月1日	4名以上	60%	次年度は委員改選年のため、これまで同様に、女性委員を確保できるように努める。
	障害支援区分認定審査会	30%	令和9年4月1日	40%以上	30%	推薦依頼の際などに、可能な限り女性委員の推薦を関係団体に依頼をする。
こども福祉課	みきっ子未来応援協議会	46%	令和8年6月1日	40%以上	51%	本協議会委員は各種団体から充て職として推薦を受けた委員が大半であり、女性委員を大きく増加させることが難しいが、今後も、女性委員の参画促進に取組んでいく。
健康増進課	健康づくり推進協議会	50%	令和7年5月31日	50%	50%	女性委員の参画により、女性の視点からの提言や要望・意見等の発言が活発に行われ、協議が活性化するので今後も女性委員の参画を維持していく。
介護保険課	介護認定審査会	36%	令和9年3月31日	40%以上	36%	委員選任の際は、可能な範囲で女性委員が40%以上となるよう働きかけを行う。
	介護保険運営協議会	69%	令和9年5月31日	40%以上	62%	引き続き女性議員50%以上を維持できるよう努める。
商工振興課	金物振興審議会	0%	令和7年7月22日	40%以上	0%	所属及び役職に対する委嘱が多いため、性別指定が出来ず困難である。公募委員に女性委員を積極的に登用するなど配慮する。
	中小企業振興審議会	0%	令和7年度第1回に合わせて選任	40%以上	0%	これまでとは異なる方針での委員選定を行う予定であり、その中で女性委員選出も視野に入れて検討する。
	勤労者福祉センター運営委員会	25%	令和8年5月31日	40%以上	25%	所属及び役職に対する委嘱が多いため、性別指定が出来ず困難である。公募委員に女性委員を積極的に登用するなど配慮する。
都市政策課	都市計画審議会	17%	令和7年6月1日	3名以上	17%	次回改選（令和11年6月1日）時も公募委員に女性を積極的に登用する等配慮する。
農業委員会事務局	三木市農業委員会	7%	令和9年5月1日	10%以上	7%	公募は女性委員の選出を優先するよう努める。
文化・スポーツ課	文化財保護審議会	0%	令和8年6月1日	40%以上	0%	公募は女性委員の選出を優先するよう努める。
	みき歴史資料館協議会	30%	令和8年8月1日	40%以上	33%	公募は女性委員の選出を優先するよう努める。
	美術館協議会	50%	令和8年6月1日	40%以上	33%	公募は女性委員の選出を優先するよう努める。
生涯学習課	公民館運営審議会	45%	令和8年7月1日	40%以上	45%	今後も引き続き目標達成に努める。
	社会教育委員会	38%	令和8年7月1日	40%以上	38%	今後も引き続き目標達成に努める。
図書館	図書館協議会	85%	令和7年6月1日	40%以上	71%	今後も引き続き目標達成に努める。
学校教育課	教育支援委員会	64%	令和9年6月1日	40%	59%	教育支援委員会選出の際、女性委員の選出を積極的に行っていく。
教育施設課	学校給食審議会	57%	令和9年4月1日	40%以上	57%	今後も引き続き目標達成に努める。
教育・保育課	特定教育・保育施設評価委員会	40%	令和7年5月1日	40%以上	40%	次年度も委員の選任を継続する。

※「次回改選時期」には、令和7年4月1日以降最初に到来する改選時期を記入してください。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)による誰もがその能力を発揮できる社会

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未実

No	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課取組状況	自己 評価	効果と課題
25	男女雇用機会均等法の啓発	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法などの趣旨および内容を企業に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女雇用機会均等法等の趣旨及び内容を企業に啓発できた。
26	パート・アルバイト・派遣労働の適正な雇用に関する啓発	関係機関と連携し、パートタイム労働者などの適正な雇用管理について事業主に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、「事業主行動計画」の策定の必要性を啓発することができた。
27	就労に関する支援の充実	就業機会拡大のためのセミナーなどを開催するとともに、技術講習に関する情報を提供します。	人権推進課	ハローワーク西神と連携し、再就職応援セミナーを実施する。			現在求職中の方を対象とした「再就職応援セミナー」を、ハローワーク西神・福祉課共催のもと開催した。 【日 時】令和7年12月3日(水) 1回目 令和8年1月16日(金) 2回目 【場 所】三木市立教育センター 【講 師】稲田よし子 先生 (ハローワーク西神就職支援ナビゲーター) 【参加者】4人 1回目 6人 2回目	B	「初めて知る情報も多くあり、参考になった。」との意見も寄せられ、内容的には好評だった一方で、参加者が少なかった。周知方法を工夫する他、共催であるハローワーク西神や福祉課との連携をより強化したい。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。	市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情を提供できた。		
28	若者を新たに雇用する企業への支援	若者の正規雇用積極的に取り組む市内企業を支援するとともに、若者の雇用の促進および生活の安定化に取り組みます。	商工振興課	三木市若年者雇用促進助成金により、若年者を雇用する企業を支援する。			三木市若年者雇用促進助成金交付申請20名 (11事業所) (R8.2.16現在)	A	補助金を交付することで、三木市在住の若年者を雇用した企業を支援することができた。
29	男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を、男女が共に担うという意識を高めるとともに、家事・育児・介護の知識や技術を学習する機会を提供します。	人権推進課	男性のための簡単料理講座や父子料理教室を実施する。	料理講座3回 父子料理1回	令和8年3月	男性のための簡単料理講座及び父子料理教室を以下のとおり実施した。 男性のための簡単料理講座 「家族が喜ぶおとこめし 簡単ご馳走レシピ」 【日 時】10月26日(日) 1回目 11月29日(土) 2回目 12月6日(土) 3回目 【参加者】7人 1回目 7人 3回目 6人 2回目 男女共同参画セミナー/子育てセミナー(父子料理教室)「今年はおにぎらずだよ! ハバと一緒に作っちゃおう」 【日 時】8月24日(日) 【参加者】4名(2組) 男女共同参画セミナー/子育てセミナー(父子工作教室)「今日はハバと工作DAY! ダンボール乗り物作っちゃおう!」 【日 時】2月1日(日) 【参加者】42名(20組)	B	料理に関する2つの講座では、受講後アンケート内で「教わった料理を家でも作りたい。」という感想が見受けられた。男性のための簡単料理講座においては、「実際に家でも作ってみた。」と報告を受けることもあり、参加者の意識向上に繋がったと思われる。また、父子工作教室ではこども福祉課の協力もあり、多くの方に参加いただいた。一方で父子料理教室については参加者が少ないため、周知方法や内容を検討するほか、共催であるこども福祉課との連携をより強化したい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課取組状況	自己 評価	効果と課題
			生理学習課	男性料理教室を実施する。	2回（2館）	令和8年3月	男性料理教室を2館で年間15回開催し107名の参加があった。また、1館では、サークルが主体となって実施しており、男女が共同で家事を担うための意識づくりに努めた。	A	男性料理教室は人気が高く、年々参加者が増加傾向にある。地区外からの参加もあり、地域間交流もできていることから、今後も興味を持って参加できる教室運営を考えていく。
			こども福祉課	父親の子育て参加の促進をめざし、父親も参加しやすいテーマの子育てセミナーや休日に家族で参加できる事業としてファミリーDayを開催する。	年5回	令和8年3月	実施回数9回（うちセミナー5回） 保護者参加者数(内父親参加数) ファミリーDay 6月21日 35人(14人) 11月22日 20人(7人) 12月7日 44人(12人) 2月28日 21人(4人) 子育てセミナー 8月24日 2人(2人) 10月 24日 18人(1人) 1月19日 11人(1人) 2月 1日 20人(20人) 2月 16日 13人(2人)	A	父親が参加しやすいテーマで子育てセミナーを開催することで、男性の子育てセミナー参加者が増加した。 ファミリーDayの申込みの際に2人目の保護者欄を設けたことで父親も気軽に参加できる事業として周知できた。
			高齢福祉課	介護を男女が共に担うという意識を高め、高齢者や介護者を支えることができるよう、介護の知識や健康づくりをテーマに家族介護教室や介護予防講座を開催する。				介護を男女が共に担うという意識を高めることができるよう内容を工夫し、介護の知識や健康づくりをテーマに家族介護教室や介護予防講座を実施した。	B
30	家庭教育を学ぶ機会や家庭教育情報を提供する場への父親の参画の促進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報を提供します。 また、特に父親の家庭教育への参画を促進するため、学習機会や学習内容を充実させます。	生理学習課	家庭教育学級を実施する。 また、乳幼児教育学級を土日に開催することで、父親が参加する機会を増やす。	家庭教育学級 12回（4館） 乳幼児教室学級	令和8年3月	家庭教育学級は、2館で17回開催した。 乳幼児学級は、4館で47回開催した。働いている親も参加しやすいように土曜や日曜日に開催の事業を企画したことで、父親と子どもの参加があった。	A	別所町公民館では、認定子ども園との連携により実施しており、親子のふれあいを深めることに繋がっている。参加者の約3分の1程度は父親の参加である。 また、乳児教室は、少子化に加え、職場復帰される方が多く、減少傾向にある。今後は、他館との共催や土日の開催なども計画していく。
31	ワーク・ライフ・バランスの啓発	労働者の仕事と生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働者の仕事と生活の両立について啓発ができた。
			人権推進課	兵庫県立男女共同参画センターと連携し、ワーク・ライフ・バランスのセミナーを実施する。			兵庫県立男女共同参画センターと共催のもと、「女性のための働き方セミナー」を開催した。 【日 時】令和8年1月17日(土) 【場 所】三木市立教育センター 【テーマ】人生100年時代！どう生きる？ 【講 師】瀬井智美 先生 （株式会社ICB代表取締役 他） 【参加者】4人	B	年代がバラバラな参加者が集まったが、参加者同士が活発に対話を行う中で、「前向きな気持ちになることができた」と話す方もおり、良い機会になった。 一方で参加者が少ないため、周知方法や内容等を検討する必要がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課取組状況	自己 評価	効果と課題
32	企業への育児・介護休業制度の啓発	関係機関との連携により、企業や労働者に対して、育児・介護休業制度について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、育 児等各種休暇の理解について効果が得 られるよう啓発できた。
33	企業への多様な働き方の啓発	関係機関との連携により、企業に対してフレックスタイム 制度や在宅勤務などの多様な働き方について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、多 様な働き方に理解が得られるよう啓発 できた。
34	事業主および労働者への長時間労働の解消に向けた啓発	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を 妨げている大きな要因であることから、事業主に対し、労働 時間の短縮について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。			兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を 配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労 働時間短縮の啓発ができた。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難を抱えた人々の支援

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未実施

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
35	配偶者などに対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の高揚	市民に対して、配偶者などからの暴力に関して正しい理解が得られるようリーフレットを作成し配布するとともに、セミナーの開催、地域における各種団体の研修会や講座などの機会を活用し啓発します。 男女共同参画センターのDVに関する各種資料や図書を充実させます。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を周知することにより、DVに対する問題意識を市民へ広げるよう啓発します。	人権推進課	DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示を行い、市民に啓発する。 また、デートDV防止のための啓発展示を教育センターで実施する。	各啓発展示年1回	令和8年3月	DVに関する図書や講座のチラシを配架し、市民に情報提供を行った。また、夏休み期間中に、教育センターでデートDVに関するパネル展を開催。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、市役所風除室でパネル展を開催するほか、広報みきや神戸電鉄三木駅のデジタルサイネージを利用し、DVに関する啓発活動を行った。	A	デートDVに関する展示は、夏休み期間中ということもあり、ターゲットである学生を中心に啓発できた。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は啓発展示の他、今年度より株式会社岡田金属工業所でパブルライトアップを実施したことにより、より多くの方に意識してもらおうことが出来たと考える。 次年度以降も継続して実施する。
36	市職員を対象とした配偶者などに対する暴力に関する研修の実施	市職員を対象に研修を実施し、市職員のDVに関する理解と認識の向上に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センター	DV対策連携会議の構成員を対象としたDVに関する研修会を実施する。	年1回	令和8年3月	DV対策連携会議の構成員を対象とした研修会を実施務者会議と併せて実施した。 第2回実務者会議(研修会含む) 【日 時】2月5日 【場 所】三木市立教育センター 【テーマ】男性相談から考える男性性ジェンダーへのアプローチ 【講 師】中村正（立命館大学特任教授） 【参加者】27人	A	被害者支援だけでなく、加害者更生が重要であることや、先進的に取り組んでいる自治体の事例などを学んだ。 関係部署の連携を密にするためにも、来年度以降も継続し、内容を充実させたい。
37	相談・支援体制の充実	「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき、適切に対応します。 配偶者などからの暴力についての相談窓口を周知するとともに、相談しやすい窓口の体制をつくります。 専門家と連携し、相談体制を充実させます。 関係機関や関係各課と連携し、被害女性の保護や自立に向けて支援します。 相談者の事務手続の負担を軽減するための体制を構築します。 災害時におけるDV被害者に対する支援体制を整えます。	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者暴力相談支援センター」における相談体制を充実するとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。			「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき、被害者の意思を尊重しつつ、被害者の安全を最優先に考えた対応ができた。	A	相談件数が減少しているため、DV相談室の周知・広報活動をさらに積極的に行う必要がある。 また、相談件数減少の背景として、AIなど新しい相談手段の利用もあると考えられるため、多様な相談方法を検討する必要がある。
38	関係機関との連携強化および庁内DV対策連携会議の開催	「庁内DV対策連携会議」を開催し、「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき関係各課と連携するとともに、関係職員の認識を共有します。 必要に応じて、「DV被害者支援ケース検討会議」を開催し、関係機関と連携して対応します。	配偶者暴力相談支援センター	庁内や関係機関との連携をスムーズに行い、迅速、効果的な被害者支援を行う体制を整えるため、DV対策連携会議を開催する。	連携会議 年1回 実務者会議 年2回	令和8年3月	連携会議、及び実務者会議を以下の内容で実施した。 第1回連携会議兼第1回実務者会議 【日 時】令和7年4月30日(水) 【場 所】三木市立教育センター 【テーマ】DV等の加害者への対応について 【講 師】中田忠宏（市民生活安全専門員） 【参加者】49人 第2回実務者会議 【日 時】令和8年2月5日(木) 【場 所】三木市立教育センター 【テーマ】男性相談から考える男性性ジェンダーへのアプローチ 【講 師】中村正（立命館大学特任教授） 【参加者】27人	A	連携会議兼実務者会議では、昨年度実際にあったケースをもとに、関係者で対応や課題を共有できた。 また、第2回実務者会議では、被害者支援だけでなく、加害者更生が重要であることや、先進的に取り組んでいる自治体の事例などを学ぶことができた。 関係部署の連携を密にするためにも、来年度以降も継続し、内容を充実させたい

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
39	DVのある家庭の子どもおよび家族に対する支援	「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき、対応します。 面前DVは、子どもへの心理的虐待にあたり、子どもにも深刻な被害を与えることから、「要保護児童対策地域協議会」と連携しながら早期発見に取り組み、DVのある家庭の子どもおよび家族への訪問、指導、援助の体制をつくるとともに、暴力の連鎖を防ぐよう取り組みます。	こども福祉課	配偶者暴力相談支援センターとの月2回の情報交換会を開催し、日頃から連携体制を整えておく。必要に応じケース会議を開催し、支援体制を整え、迅速な対応に努める。	配偶者暴力相談支援センターとの情報交換月2回	令和8年3月	各関係機関と連携を密にし、ケース会議を開催し支援体制を整え、各機関が役割を担い迅速な対応に努めた。 また、DV相談室とは定期的（月2回）に情報共有を実施した。	A	ケース会議の開催やDV相談室との定期的な連絡の実施、日々の情報共有により、連携事業の把握や迅速な対応に繋がった。
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見に努める。			面前DVを児童虐待と認識し、要保護児童対策地域協議会と情報共有するとともに、こども福祉課とは月2回定期的に協議しながら支援・対応を行った。	A	今後も緊密に情報共有を図り、緊急時には即時に連携して支援を行える体制を維持していきたい。
40	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	災害時におけるDVや性暴力被害の防止を啓発するとともに、被害が生じた場合の早期対応に向けた支援体制を整えます。	人権推進課	出前講座で、男女共同参画の視点に立った防災、減災、復興をテーマとしたセミナーを実施する。	2回	令和8年3月	市内の公民館2館で、男女共同参画の視点に立った防災、減災、復興をテーマとしたセミナーを実施した。 【日 時】令和7年7月16日(水) 令和8年2月7日(土) 【場 所】緑が丘町公民館 青山公民館 【テーマ】みんなで助かる防災 わたしにできることを考えよう 【講 師】相川康子 先生 【参加者】67人（緑が丘町公民館） 26人（青山公民館）	A	少子高齢化が進む昨今、普段から「自分にできること」を考える、という先生の言葉に深く頷く参加者が多く見受けられた。年齢や性別に関わらず、「みんなが助かるための防災」を考える良いきっかけとなった。 男女共同参画の視点に立った防災について、引き続き啓発活動等を行う。
			危機管理課	自主防災組織や民生委員・児童委員を対象とした避難所運営に関する研修を行う。			自主防災組織や民生委員・児童委員に対しては、年度初めの活動説明会やその他地域での防災研修を通じ、避難所運営に女性等の意見を取り入れるよう啓発を行った。	B	防災計画や避難所運営マニュアルについては、男女共同参画の視点を踏まえ、災害において弱者となる女性や子ども等に配慮したものとなっているが、自主防災組織や民生委員・児童委員に対して浸透きれていない。DVや性暴力被害の防止に関しては、更なる一歩踏み込んだ研修が必要である。
41	性犯罪、売買春、ストーカー行為などの防止対策の実施	性犯罪、売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた総合的な取組として、早期発見・早期対応に取り組むとともに、女性を保護する体制を関係機関と連携して進めます。	配偶者暴力相談支援センター	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。			庁内関係部署や警察等との関係機関と連携し、早期発見に向けた体制を整えている。2月末現在、対象事例は1件であった。	B	関係機関と密に連絡を取り合いながら、本人にとってより良い支援の方向性を模索し、複数の方法を提案したが、相談者の希望する支援にはつながらなかった。 引き続き日頃から警察等や関係機関との連携を深め、相談者の希望に沿った支援ができるよう努めたい。
42	ひとり親家庭などへの支援	ひとり親家庭など、生活支援を必要とする家庭に対して、相談・支援体制を充実させるとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援します。	教育・保育課	生活支援を必要とする家庭に対し、必要に応じて認定こども園等への入所調整を行ったり、利用可能な制度の周知を図ったりする。			こども福祉課等と情報共有しながら、必要な家庭に対して、保育所・認定こども園等への入園・所の配慮や、必要なサービスの提供を行った。	A	園や窓口のほか、子育て支援コーディネーターを通じての相談体制の充実が図られている。今後とも関係課と連携しながら、継続した取り組みを行う。
			福祉課	就労支援を積極的に行い、ハローワーク、無料職業紹介登録先と連携を図りながら就労に結びつける。	3人	令和8年3月	該当者はなかったが、ハローワーク・無料職業紹介登録先と連携を図りながら就労支援を行う体制を整えていた。	A	困窮しているだけでなく、様々な要因があるためハローワークのみならず、他部署とも連携強化に努めていく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			こども福祉課	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、保護者の就労、離婚問題など生活全般に関する相談に応じる。 併せて就労技術習得へ向けてサポートも行う。			将来の安定した職業への就職やキャリアアップによる経済的な自立の促進に向け、制度紹介や関係機関（社会福祉協議会、ハローワーク等）との連携を図った。 また、養育の心配な家庭については相談等、こども家庭支援員と連携を図り対応をした。	A	ひとり親家庭からの相談は、養育や就労、離婚等相互に関連する複合的な内容が多く、複数の制度理解に加え、家族支援のスキルも求められる。相談員の継続的な研修機会の確保や支援体制の強化が必要。
43	複合的に困難な状況にある女性に関する支援体制の充実	「困難女性支援法」に基づき、対象となる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍などを問わず、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課が連携して支援します。	配偶者暴力相談支援センター	高齢である、障がいがある、または外国人である、DV被害者であるなど複合的に困難な女性に対して、関係各課と連携しながら支援に努める。			「困難女性支援法」に基づき、年齢、障害の有無、国籍などを問わず対象となる女性には適切に対応・支援するとともに、複合的な困難を抱える被害者については関係課と協議しつつ、本人の意思を尊重して適切な支援を行った。	B	配偶者暴力相談支援センター単独では対応しきれないケースがあるため、今後も関係課と緊密に連携し、被害者に対してより効果的で適切な支援を提供できる体制づくりを進めたい。
			福祉課	関係各課と連携して、相談者に寄り添った細やかな対応、支援活動を行う。	3人	令和8年3月	関係課との連携は出来ており、相談者3人に対し寄り添い細やかな支援を行った。	A	担当課と連携もスムーズにとれているが、今後も市全体で継続的な連携が必要である。
			高齢福祉課	障がいのある高齢者、外国人の高齢者など複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課と連携しながら支援			複雑化・複合化した相談が増加傾向にあるため、関係課と連携し、課題解決を図った。	B	引き続き、関係課が連携し、課題解決を図る体制を強化する必要がある。
			障がい福祉課	障がい者や難病患者及びその保護者などからの相談においては、複合的に困難な状況に置かれている場合があることを留意し対応する。			「困難女性支援法」の対象の有無は問わず、障がいがあり、相談や支援が必要な場合は関係課と連携して支援している。 窓口や外部から相談の連絡を受け、柔軟に相談対応を行い、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスにつなげ、関係機関との連携も強化している。	A	現状では「困難女性支援法」の対象事例の把握はしていないが、従来から関係機関と連携強化を図っている。 また、障害や疾病に関する相談から日常生活に至るまでの相談に対応し、複数の支援者にて支援を行い課題解決に繋げることが出来ている。 多問題化しているケースに関して相談者がどこに相談をすればよいか迷い、深刻な状況に陥る一歩手前で市に相談されることがあるため、相談窓口の周知活動が必要。
			市民協働課	「外国人住民相談窓口」にて女性の人權に関わる相談があれば、速やかに関係各課と連携し情報共有を図り支援を行う。			該当する事例はなかった。女性の人權に限らず、必要に応じて担当課と連携し支援した。	A	健康増進課や子育て支援課、人権推進課等、関係各課との連携強化が図られた。
44	児童虐待防止と救済体制の整備	児童虐待に対する相談・支援体制を充実させるとともに、虐待の防止と救済のため、要保護児童対策地域協議会が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	こども福祉課	家庭児童相談に加え、児童虐待の予防や早期発見のための関係機関との連携強化を目的とした虐待予防ネットワーク事業（オレンジネットワーク）を実施する。 また、虐待防止研修会を実施し、関係者の理解を深めるとともに専門性の強化を図る。	保育所、認定こども園、学校等 45施設訪問 虐待予防研修会 1回実施	令和8年3月	子ども家庭支援員による相談を実施し、相談者のニーズに的確に対応していくため関係機関と連携を図りながら支援体制の充実に努めた。 オレンジネットワーク事業では学校等45施設を訪問し、連携の強化を図った。 また、学校関係者等の、児童虐待の発見・対応および予防に関する理解を深めるため、予定していた研修会は開催しなかったものの、随時説明や情報提供を行い、きめ細やかな支援と周知に努めた。	A	保護者等に対する継続的な相談支援や適切な情報提供を行うことで、児童虐待の早期発見や予防に努めた。 オレンジネットワーク事業では、学校園との情報共有、支援方針の確認(所属の見守り等)を行うことができた。 また、ヤングケアラーについての聞き取りを併せて行い、早期の把握に取組んだ。
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携し、支援する。			要保護児童対策地域協議会への出席を通じて情報共有を図り、緊急時にも迅速に対応できる体制を整えている。	A	要保護児童対策地域協議会で扱っていない事案であっても、月2回の定期的な協議を通じて情報共有を図り、児童の安全に配慮した適切な対応ができています。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			学校教育課	虐待が疑われる情報が入った際には、早急に学校・子ども福祉課・福祉課などの関係機関と連携を行い、必要に応じてケース会議を実施する等、即時対応を行う。			必要なケースについては、学校・関係機関・医療機関・スクールカウンセラー等を含む ケース会議を開催し、支援方針の協議を行った。	A	学校・教育委員会・関係機関が連携することで早期対応をすることができた。今後も関係機関と情報共有を図り、早期発見・早期対応をしていく。
			教育・保育課	虐待が疑われる事案については、早期発見、迅速な対応に努め、関係機関との連携を密にし、必要に応じてケース会議を実施する。また、要保護児童部会にて、関係機関と定期的な情報共有を図る。 保育ソーシャルワーカーを派遣し各園所への巡回訪問を実施し、必要なケースについては関係機関へつなぎ、連携を図る。	巡回訪問 各園最大2回実施	令和8年3月	2カ月に1回、要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、虐待防止のために、園内からの情報や市教委、各関係機関が連携を取って情報共有を行った。 また、保育ソーシャルワーカーによる巡回訪問により、必要なケースについては他機関と情報共有し、見守り支援の連携を図った。(8園18件 各2回)	B	子どもを取り巻く様々な機関が情報を共有することで、より適切な対応や支援につながっている。 抱える課題が多様化・複雑化しているため、今後も関係機関の連携を密にするとともに、窓口を明確にし、園所と関係課および関係機関との情報共有や連携を密に行うことで、虐待防止、早期発見・対応に努める。
45	高齢者、障がい者の虐待防止と救済体制の整備	高齢者、障がい者の虐待に対する相談・支援体制を充実させるとともに、虐待の防止と救済のため、関係機関が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	高齢福祉課	高齢者虐待に関する相談や通報があった際に、警察や他課等の関係機関との連携がスムーズに行えるように連携強化を進める。			高齢者虐待の相談や通報により、早期に事実確認を行い、関係機関と連携し、早期介入に努めた。	B	引き続き、高齢者虐待の解決を図るためには、関係機関との連携した対応が必要である。
			障がい福祉課	障がい福祉課内に虐待相談窓口を設置する。 県が開催する虐待をテーマとする研修会に、市内事業所等の参加を促し、虐待に対する理解と認識を深められるように啓発を行う。 また、市民に対しては、市のホームページや広報誌において虐待相談窓口の広報を行う。			障害者虐待に関する通報は基幹相談支援センターで受理し、通報者や関係機関から聴き取りを行った後、課内のコメンター会議を開催して対応方針を打ち出して迅速な対応を行った。 受付件数 16件 12/15開催の地域自立支援協議会の全体会において、障害者虐待の事例を使って研修を開催した。 参加者 60人 虐待防止のパンフレットの配布や市のホームページや広報にて虐待相談窓口の周知を図った。	A	障害者虐待は年々増加傾向にあるが、通報者の意識が変化してきており、重度化する前に通報があり、未然に対応することができるようになった。 障害者虐待防止の取組として、各々の事業者が一層になって学ぶ機会や情報交換を図る機会を創出する必要がある。
46	企業などへの各種ハラスメント防止に関する支援	職場での各種ハラスメント防止について、企業や労働者へ啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。			市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、各種ハラスメント防止の啓発ができた。
47	社会教育の場における各種ハラスメント防止のための啓発・教育	各種ハラスメント防止のための啓発および教育に取り組みます。 「セクハラ」「パワハラ」「妊娠・出産・育児、または介護」などにかかるハラスメント防止の指針に基づき、早期発見に努めるとともに、相談体制を充実させます。	人権推進課	「セクハラ」を始めとするハラスメント防止に関する図書を配架し、啓発する。			セクハラをはじめとする各種ハラスメント防止に関する図書を配架し啓発を行ったものの、貸し出しにはつながらなかった。	B	来年度からは、利用者がより利用しやすい図書への貸し出し方法を検討するとともに、多様な手法を積極的に検討し、効果的な啓発活動を展開していきたい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
48	障がいのある人が自立するため、必要な情報の提供と企業に対する啓発活動	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報を提供します。 また、雇用を充実させるため、ハローワークと連携し、企業に対して啓発します。	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく児童通所支援の提供を行う。 障がい者から就労に関する相談があった場合は、ハローワークや北播磨就業・生活支援センターと連携し、必要な支援機関へつなぐ。 また、企業に対し障害者雇用促進助成金を案内し、障がい者雇用の充実を図る。			福祉のおしおりの制度の周知や窓口での相談等で、必要な情報の提供等を行った。 障害者基幹相談支援センターで障がい者や関係機関からの相談に応じ、必要があれば他就労施設と調整を行った。 調整した件数 19件（見込み） 障害者継続雇用の手助けを目的とした「障害者雇用促進助成金交付事業」の制度案内チラシを市内企業に周知し、助成金の交付を行った。 助成金交付件数 9件。	A	必要な制度等の周知により新たなサービス利用に繋がったケースがあった。 雇用については法定雇用率が引き上げられ、企業が障がい者を労働者として求める機会が増えている。今後は継続して企業と就労を希望する障がい者のマッチングを図ることが課題となる。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。			兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報の提供ができた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
49	障がいのある子どもをもつ保護者と障がいのある保護者の子育てへの継続的な支援の充実	障がいのある子どもに対し、継続して支援するとともに、その保護者に対しても相談など、必要な支援を実施します。また、障がいのある保護者に対して、子育てにかかる継続した支援を実施します。	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童通所支援の提供を行う。			保護者のニーズや支援の必要性などの聞き取りを行い、スムーズに福祉サービスを利用できるように、学校や福祉サービスの事業所に連携と周知を図った。 また小学校以上の保育所等訪問支援を従来利用していなかった対象者の利用が促進されるよう取り組んだ。	A	小学校以上の保育所等訪問支援等の利用ができるように、サービス利用に向けた教育現場との調整を行い、利用開始につながった。 今後さらに周知調整を図っていく必要がある。
			こども福祉課	子育て支援相談窓口やキャラバン等の事業を通じて、情報提供及び関係課と連携を図り、専門的な相談を案内する。 健診や相談業務を通して乳幼児の障がいや発達の違いを早期に発見し、必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図る。	子育てキャラバン年間139回 乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を毎月1回 5歳児発達健診、5歳児発達相談を9～3月に実施 すこやか相談年12回、発達相談年60回程度	令和8年3月	子育てキャラバン138回開催。 1歳6か月児、3歳児健診においては、心理職を配置し、毎月1回実施した。 また、医師、心理士等による発達専門相談を定期的実施し、関係機関との連携も継続している（発達専門相談：69回）。 5歳児発達相談の実施(9月～3月)により、子どもと保護者が安心して就学を迎えることができるように支援した。	A	障害の早期発見だけでなく、保護者の育児の不安等を解消するとともに、児の心身のすこやかな発達を促す取組であるため、今後も継続する必要がある。
			教育センター	医師による発達教育相談を実施する。	1日当たり最大3件の教育相談を月1回実施	令和8年3月	2月末時点で、27件の相談があった。教育相談を入口にして、医師への相談へつなげるようにした。	A	今後も教育相談からはじめ、医師からの助言が必要なケースを適宜つなげるようにする。
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員を配置することにより、学校の支援体制・相談体制の充実を図る。			スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	学校の相談体制の充実を図ることで、児童生徒や保護者が相談しやすい環境や体制を整えることができた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
50	不登校、集団参加が困難な児童生徒に対する相談・支援の充実	関係課による家庭訪問や専門家の派遣、みっきいルームの開催などを実施するとともに、三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ☆すてっぷ」などと連携し、相談・支援の充実に努めます。	教育センター	不登校の児童生徒への個に応じた支援や小集団での活動をとおして、社会的に自立する力を育てることを目的とした「みっきいルーム」を運営する。	入級生の60%以上が部分登校や完全登校できるようになる。	令和8年3月	2月末時点で、5名の入級があった。小集団活動、学習活動、体験活動を行っている。必要に応じて個々の相談を行っている。 入級生全員(100%)が部分登校や進学できるようになった。	A	通級生は進学や登校につながっている。今後も児童生徒の必要に応じて関わり、通級生の居場所作りを行っていく。
			学校教育課	関係機関と連携のもと、児童生徒の状況に応じた支援を行い、環境整備を進めるとともに柔軟な学習支援の充実に努める。			不登校・別室登校・特別な配慮が必要な児童生徒に対し、校内支援教室や個別学習支援を実施。	A	児童生徒が安心して学び続けられる環境の整備を進めることができた。
51	思春期の子どもへの相談・支援の充実	思春期に悩む子どもや保護者が安心して相談できる体制を充実させます。	教育センター	電話や面談による、青少年悩みの相談を実施する。	年間相談件数 200件以上	令和8年3月	2月末時点で、200件を上回る相談があった。必要に応じて、利用者のカウンセリングに応じている。	A	今後も必要に応じてカウンセリングを行い、利用者の安心につなげていく。
			こども福祉課	必要に応じて関係機関と連携のうえ、柔軟に対応する。			必要に応じて相談に応じ、関係機関と連携している。	A	関係機関と連携し、対応できている。
			人権推進課	毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設し、思春期の子どもに悩む母親の相談に対応する。			毎週火曜日と木曜日に電話相談及び面接相談を実施。 【相談件数】面接相談 234件 (2月末現在) 電話相談 16件 (2月末現在)	A	相談者に寄り添って傾聴するとともに、一緒に考えるという姿勢で適切な助言を行うことができた。 来年度以降も引き続き相談者に寄り添う姿勢で事業を継続する。

基本目標Ⅳ 誰もが健康で、安全・安心に暮らせる環境の整備

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未実施

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
52	男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組	防災に関する政策、方針決定の過程などにおいて女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。 また、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民に周知するとともに、必要に応じて見直します。	危機管理課	三木市地域防災計画の作成及び実施を推進する三木市防災会議における女性委員の登用を進め、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	女性委員12人以上（防災会議4割）	令和8年4月	防災会議の女性委員は30名中、9名で3割となっている。防災会議等において、男女共同参画の視点を踏まえた意見交換が実施できており、その内容を防災計画に反映することができている。	A	会議の性質上、更なる女性委員の割合増加については、困難な状況であるが、引き続き、女性委員の登用を進め、防災会議等で女性等の意見が反映できるよう努める。
53	男女共同参画の視点到配慮した避難所の運営	避難所運営に男女が運営委員として参画し、女性更衣室や授乳室の確保など、男女共同参画の視点到配慮して運営します。	危機管理課	避難所運営マニュアルを男女共同参画の視点到配慮し作成している。マニュアルを基に、男女共同参画の視点到配慮した避難所運営に努める。			避難所運営マニュアルの男女共同参画の視点到配慮部分については、防災会議委員からの意見や男女共同参画センターからの助言をいただきながら、随時、見直し・文言修正等を行った。 避難所運営マニュアルについては、自主防災組織活動説明会や地域での防災研修会等において市民への周知に努めた。	A	防災会議委員や各団体からの意見等を踏まえ、男女共同参画の視点到配慮した避難所運営マニュアルができている。 今後も男女共同参画の視点や多方面の意見を取り入れながら、避難所運営マニュアルの検証を行っていくとともに、マニュアルに基づいた市職員や自主防災組織への研修を進める。
54	防災意識の高揚に向けた取組	平常時から家庭、地域、学校、職場などで防災への積極的な取組を推進し、男女が共に地域防災の担い手となる意識を高めます。	危機管理課	自主防災組織の役員・班体制において、男女双方が構成員となるように研修会等で働きかけ、多様な視点からの意見を地域防災に反映させることで防災意識の向上を図る。			自主防災組織活動説明会等を通じて避難所運営主体などには男女双方が構成員となるように啓発を行った。 また、三木市が主催する総合防災訓練や自主防災組織育成研修会及び地区まちづくり協議会が主催する地区防災訓練には男女がかわらず、多くの人が参加している。 R7参加者 三木市総合防災訓練（市民参加）374人 三木市自主防災組織育成研修会 349人	A	市総合防災訓練や自主防災組織育成研修会では、自主防災組織の役員や民生委員・児童委員を中心に多くの参加があり、防災・減災についての備えを考える良い機会となっている。 全体的に若者や農村部における女性の参加者が少ない傾向にあるので、様々な立場の市民が参加できるよう検討を進める。
			消防本部	広報みき、新聞広報記事等による啓発や地域、学校、職場等での訓練を通して、男女共同での防災意識の高揚に努める。	広報・新聞 月1回	令和8年3月	女性消防団員と連携した住宅防火キャンペーンを実施し、女性による視点で防火・防災意識の高揚を図った。また、職場の訓練では男女それぞれが果たすべき役割を認識することができた。 広報みき12回、新聞15回発行済み。	A	男女が共に助け合い地域や職場を守るごとの大切さを啓発できた。今後も継続的に広報みき、新聞広報記事等による啓発を行い、防火・防災意識の高揚を図っていく。
55	地域で子育てができる環境づくり	子育て中の保護者や親子の交流を促進する場を提供するとともに、地域住民同士が助け合い、地域で安心して子育てができる環境をつくるための施策を推進します。	こども福祉課	①市内において子育て支援に関する活動を行っている団体に子育て支援団体活動促進事業補助金を支給し、子育て支援活動を促進する。 ②市内の子どもを対象に食事を提供し居場所づくりを行う子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助し、子どもが健康やかに成長できる環境整備を促進する。	①補助金申請団体 7団体 ②市内10地区での実施	令和8年3月	①申請団体：子育て支援団体活動促進事業補助金 4団体 ②子ども食堂は7地区8団体で活動しており、うち5団体が市の補助金を活用している。また、国の臨時的な補助金を活用して物価高騰対策支援金を交付した。他に、立上げ支援や運営の相談、国・県の情報提供、食材の寄附等の受渡し調整を行った。また、広報の特集に掲載し、活動の周知を図った。	A	①補助金を利用して活動することで、長期的な活動に繋がり、保護者に対し長期的に支援することができる。 ②広報による周知をきっかけに、食材の寄附やボランティアの申出が多くなった。 こどもだけではなく、地域の高齢者等も参加される食堂が多く、地域の多世代交流の場ともなっている。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			教育・保育課	通園していない乳幼児親子に対し遊び場を提供し、親子で遊んだり、親同士の交流の場を提供したりするなど、子育て拠点として、園（所）が有する機能を地域に還元する。	園庭開放 月1回以上 未就園児応援事業 月1回以上	令和8年3月	市内認定こども園14園と幼稚園2園において、未就園児応援事業を実施した（認10園、幼2園で利用あり；延べ利用者数1549人） また、全園所において園庭開放を実施し、地域の遊び場として提供し子育て支援を行っている。（延べ利用者374人）	A	未就園児の親子にとって、在園児や他の未就園児とのふれあいの場となり、保護者同士も子育てについて気軽に相談したり話したりできる場になっている。 地域や園所におけるニーズや利用者数に差があるが、実情に応じて継続して実施する。
56	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	高齢者が住み慣れた地域や住まいで安心して生活できるよう、介護関係の事業所（施設などを含む）や行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできるネットワークを構築します。	高齢福祉課	関係機関との情報共有や連携強化、資質向上を行い、定期的に担当者会議を開催することで、地域課題の解決に向けた支援を行う。	月1回以上	令和8年3月	地域ケア個別会議を開催し、多職種協働による個別事例の検討により、個別課題の解決や介護支援専門員のケアマネジメントの向上、関係者間のネットワークの構築、地域課題の把握を行った。また地域住民と専門職が集まり、個別事例の課題解決に向けて、話し合う「ご近所会議」を開催した。 会議の開催回数：16回	A	引き続き、個別事例の検討により地域課題を抽出し、生活支援体制を整備する。
57	市民互助型の支え合い活動の推進	ファミリーサポートセンター事業を実施し、お互いに支え合う活動を推進します。	こども福祉課	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）とが、お互いに会員となって、子どもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	利用者数 800人	令和8年3月	利用者数（R8.3末見込） 700人 【会員数】 依頼会員 293人 協力会員 154人 両会員 43人 ファミサポ通信を年6回発行し、広報した。	A	三木市社会福祉協議会に委託し、依頼に応じたマッチングがスムーズに行っている。 ファミサポ通信は、市内の認定こども園、公民館等に配布している。
			高齢福祉課	高齢者ファミリーサポートセンターを委託運営し、市内高齢者の困りごとに対し市民ボランティアを派遣する市民互助型の活動の輪を作るため、協力会員の増加を目指す。	協力会員数 90名	令和8年3月	目標数値に届きも届かなかった（協力会員88人）ものの、R7より市内高校と連携し、協力会員が高齢者ファミリーサポートセンターの周知方法を考案したことにより、会員の確保に寄与した。	B	協力会員増加のための下地として、まずは若い世代の認知度を上げる取組は実施できた。 協力会員の増加に合わせて多世代に本事業をPRし、協力会員の平均年齢を下げる取組も必要である。
58	地域における孤立防止と見守り・助け合い活動の推進	民生委員・児童委員などと連携し、地域において支援が必要な世帯の見守りなどを行うとともに、必要に応じて適切な支援制度につなぎます。	福祉課	支援が必要な世帯については、民生委員・児童委員などと協力し、見守りや必要な支援に繋げていく。	月1回以上	令和8年3月	安否確認の要請を受け、地域の民生委員や警察と連携して、無事に安否確認ができた。 月1回の各地区定例会において、見守りや支援の実施報告を受けた。	A	今後も民生委員などと連携し、地域の見守りや支援を継続していく。民生委員欠員地区においても必要な支援ができるよう、引き続き推薦依頼を行う。
			高齢福祉課	通常業務において定期的な訪問活動を行い、訪問先の高齢者の異変を発見することが可能な事業者（協力事業者）と相互に連携して、高齢者の見守りを実施する。			民生委員など地域の関係者や協力事業者等と連携することで、地域の高齢者の身身の状況や家庭環境等について、状況把握や継続的な見守りを行った。	A	引き続き、各関係機関と連携を図り、複合的な課題を持つ高齢者への対応を行う。
59	認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。	高齢福祉課	認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の理解の輪を広げる活動を実施する。	月1回開催	令和8年3月	認知症に対する正しい知識と理解をもつ住民が増えるよう、様々な年齢層に対する「認知症サポーター養成講座」を年14回実施し、406名の「認知症サポーター」を養成した。	A	実施した認知症サポーター養成講座には、男性の参加も多くあり、男女共同参画の視点で、認知症への理解促進と地域で支え合う意識の向上が期待できる。 今後も、認知症の方やその家族が暮らしやすいまちづくりを構築する必要がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
60	子育てや介護に関する相談体制の充実	妊娠・出産・育児に関する相談を充実させるとともに、必要に応じて医師、歯科医師、保健師などによる指導を受けることができる体制づくりを進めます。 また、介護を必要とする人や介護を担う家族などが適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度やその内容についての情報を提供するとともに、相談体制を充実させます。	子ども福祉課	児童センターや吉川児童館、公民館等で実施する親子ふれあい遊び(子育てキャラバン)に保育士をはじめ保健師・栄養士・臨床心理士・作業療法士が参加し相談できる環境を整える。 妊娠期・出産期・育児に関する相談事業を継続し、ニーズに沿ったきめ細かな相談体制の充実を図る。 また、必要に応じて医療機関及び関係課と連携し、適切な指導や対応を図る。	子育てキャラバン年間139回	令和8年3月	子育てキャラバン 138回開催。 母子健康手帳交付時に、子どもサポートセンター、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等のサービスについてチラシを配布し情報提供している。 また、支援の必要性が高い妊婦に対しては、サポートプランを作成し、産前から相談を重ねることで、スムーズな育児のスタートができるよう体制を整えている。	A	個々の状況に応じた相談を行うことができた。 医療機関との連携もスムーズに行っており、早期の支援につなげることができている。
			高齢福祉課	介護保険ガイドブックや広報・市のホームページ等での周知に合わせて、介護を必要とする人や介護を担う家族等が適切なサービスを受けられるように、地域包括支援センターなどの相談窓口を設置する。			地域包括支援センターにおいて、来所相談や電話相談、家庭訪問等から高齢者やその家族の心身の状況、家庭環境等の生活実態を把握することで、生活課題やニーズ等を把握し、適切な関係機関、制度、サービス等につなぎ、支援を行った。	A	引き続き、地域包括支援センターや地域の身近な相談窓口である在宅介護支援センターを周知し、継続して高齢者の一般的な相談体制の充実を図る。
61	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するための保育サービスの充実	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などのサービスを充実させ、子育てと仕事の両立を支援します。	教育・保育課	保護者の就労時間や緊急一時的な保育の要望に対応できるよう、延長保育や一時預かり保育の受け入れを行う。また保護者の就労に応じ、年度途中の入所申込を受け付け、入所調整を行う。			保護者のニーズに応じて、延長保育や在園児の預かり保育、在園児外の児童に対する一時預かりを実施できた。また年度途中の入所受け入れも継続して実施している。 また、民間園1園において、休日保育を実施し、必要に応じて受け入れを行った。	A	多様な就労形態や保護者のニーズに応じた受け入れを実施することができた。 一方、保護者ニーズの多様化による園所の職員の負担や職員不足等の課題もあるため、各施設と連携しながら保育サービスの充実に向けて努めていく。
62	放課後児童健全育成事業(アフタースクール)の充実	就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通じた健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。 就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通じた健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。	教育・保育課	保護者の就労を支援するため、入所を希望する児童の適切な受入を行うと共に、在籍する児童が健全に育成されるよう援助を行う。			13箇所のアフタースクール事業所の運営を通じて、市内全ての小学校区で放課後の児童の受け入れを行った。	B	放課後や長期休業中の児童を預かり見守ることにより、保護者の就労支援に繋ぐことができている。 一方で、一部の地域においては、低学年児童の利用率が増え、高学年児童の待機解消と支援員の人材確保について課題が残る。
63	子育て学習機会の充実	子どもの健やかな成長のために、子どもたちの成長に合わせ、健康教育や子育て学習の機会を充実させるとともに、健康・育児相談を実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	子ども福祉課	子育てセミナー等の事業を展開して保護者の子育て学習を実施する。 健診・健康教室を通して健康教育の充実を図り、安心して子育てができる環境整備を進める。	子育てセミナー3回	令和8年3月	実施回数 子育てセミナー 5回 BP1プログラム 4回 BP3プログラム 1回 ※BPプログラム 初めて赤ちゃんを育てる母親を対象としたセミナーや講習など	A	保護者が関心の高いテーマを選び、学習機会を提供できた。 参加者を父親に限定したセミナーを実施することで父親の育児への参加を促した。 今後も父親に限定したセミナーを実施することで父親の育児への関心が高まるよう支援していく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
64	若者の交流支援	結婚を望む男女に対する出会いサポート事業を推進し、出会いの場を提供します。	縁結び課	少子化の主な要因の一つである「晩婚化」への対策として、結婚を希望しながらも出会いの機会の少ない男女を応援する。	成婚10組/年	令和8年3月	成婚4組（R8.3.1現在） 若年層への認知拡大を図るため、令和6年度より、結婚を前提としない交流イベント「平日夜のセミナー」を実施。 8回開催(参加者57人)	B	コロナ禍以降、マッチングアプリの普及に伴い、登録者数は従来の3分の2程度に減少した。 また、申込者の中心層が30代半ばから40代前後へと高齢化したことで、成婚に至りにくい状況が続いている。 こうした課題を背景に、今後も引き続き結婚を前提としない交流イベント「平日夜のセミナー」を実施し、若年層への認知拡大を図る。
65	介護サービスについての情報提供と質の向上	介護サービスの質の向上をめざし、事業者についての外部評価およびその情報公開を行うよう指導するとともに、利用者や家族が安心してサービスを受けられるよう取り組みます。	介護保険課	市内介護サービス事業者の一覧表を市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配布する。 また、介護サービス事業者に対して外部評価及び情報公開を行うよう指導する。			介護保険サービス事業者の一覧表の改定を行い、市ホームページに掲載するとともに、窓口等で配布し、必要な時に相談先等がわかるように介護保険サービス事業者の情報提供を行った。 地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護事業者に対し、外部評価又は運営推進会議による評価を実施し、その結果について情報公開を行うよう指導した。	A	介護保険サービス事業者の情報を提供することにより、必要時の相談先の目安となり安心した生活につながった。 外部評価等の結果を情報公開することにより適正な事業所運営につながった。 今後も、事業者に評価の実施を指導し、サービス受給者への人権意識を高めるよう促していく。
66	妊産婦同士が情報交換のできる交流の場づくりの推進	妊娠中や出産および産後の不安を緩和するため、妊産婦同士が気軽に情報交換のできる交流の機会や場づくりを進めます。	こども福祉課	産前・産後サポート事業を実施し、妊娠期から育児期にかけての仲間づくり・交流の場づくりの機会を設け、併せて専門職による相談を通して妊娠・出産・育児への不安の解消を図る。	「みっきいたまびよサロン」として実施。産前サポート、産後サポートを各月1回	令和8年3月	プレママクラス（産前サポート）12回、たまびよサロン（産後サポート）12回、離乳食クッキング6回を開催しており、妊娠・出産・育児について学んだり、他の妊産婦との交流を促している。	A	開催時には、妊産婦同士で交流できている。引き続き、横のつながりが出来るように事業を継続していく。
67	妊娠や乳幼児に関する相談の充実	安心して妊娠・出産ができる地域医療機関や各種サービスの情報提供を行うとともに、子どもの発達や健康、育児についての相談に応じます。 また、不妊相談窓口の開設状況など、必要に応じた適切な情報提供を継続して行っています。	こども福祉課	こどもサポートセンターを中心に妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、不安解消と母性の醸成を図る。 不妊治療についても助成事業等の必要な情報を提供する。			随時、妊娠・出産・育児に関する相談に応じている。 不妊治療については、個別に相談に応じ、助成事業等の情報提供を行っている。不妊治療の相談窓口について、広報みやきやホームページで周知を図っている。	A	丁寧に相談に応じることで、不安解消に努めている。
68	妊娠届出の早期提出に対する啓発	医療機関と連携しながら妊娠届出の早期提出を啓発し、母子健康手帳が早期に交付できるよう取り組むことにより、妊娠初期からの母子の一貫した健康支援を進めます。	こども福祉課	医療機関と連携することで妊娠届出の早期提出を促進し、母子健康手帳の早期交付と、妊娠初期からの妊婦に対する一貫した心身の健康支援を進める。	妊娠11 週までの妊娠届出100%	令和13年度	主な医療機関に妊娠届出書を配布し、早期提出を促している。広報やホームページに母子健康手帳の交付について掲載し、QRコードで面談予約が取れるようにしている。	A	約95%の方が妊娠11週までに交付に来所されている。
69	ライフステージに応じた保健サービスの提供と健康づくりの推進	出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査、相談、検診などの保健サービスを提供します。 また、ライフステージや身体状況に応じて取り組める運動についての情報を発信します。	こども福祉課	妊娠を望む夫婦や妊娠期～子育て期の父母に対し、助成制度や乳幼児健診、相談業務等二層にわたった保健サービスを提供する。	乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月1回	令和8年3月	乳幼児健診（乳児・1歳6か月・3歳）年36回実施。妊娠・出産についてや乳幼児の育児や発達についての相談を受け、必要に応じて専門職の相談機会を設けている。	A	個々に応じた保健指導や継続的な支援を行い、母子保健の増進を図っている。
			健康増進課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高齢層の健康意識の向上を図る。	町ぐるみ健診27回 成人保健相談12回	令和8年3月	成人保健相談(結果相談会) 総合保健福祉センター8回、吉川健康福祉センター4回実施 町ぐるみ健診：28回実施	A	健診や健康相談を通して、生活習慣の改善などの助言や健康づくりの情報などを提供できた。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
70	健康で活動的に過ごせるための支援	健康で活動的に過ごせる健康寿命を延ばすため、成人期・高齢期の健康づくりを支援します。 また、うつ病などの心の健康に関する相談を実施します。	健康増進課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高齢者の健康意識の向上を図る。	成人保健相談 12回	令和8年3月	成人保健相談(結果相談会) 総合保健福祉センター8回、吉川健康福祉センター4回実施 町ぐるみ健診：28回実施	A	成人～高齢者まで健康づくりに関する情報を提供できた。 各種健康相談を通して、各ライフステージにおける悩みに寄り添い、助言や健康づくり情報などを提供できた。また、健康相談を通して、生活習慣の改善などの助言や健康づくりの情報などを提供できた。 今後も気軽に相談できる場として周知が必要。
			高齢福祉課	認知症や介護予防の取組について、広報で特集ページを企画したり、市のホームページを活用して普及啓発を図る。 また、みつきい☆いきいき体操などの通いの場や介護予防講座の開催などにより、高齢者の健康づくりを支援する。	認知症サポーター養成数 400人 みつきい☆いきいき体操自主教室 126か所	令和8年3月	9月の認知症月間を中心に、認知症の啓発を行った。小学校へ認知症サポーター養成講座の実施を行う等、幅広い年齢層へ正しい認知症の理解を広めた。 また、ホームページや健康アプリ、三木駅待合施設のデジタルサイネージ等でみつきい☆いきいき体操の普及啓発に努め、各教室が自主活動として取り組めるよう定期的に運動指導員を派遣する、希望する講座を受講できる介護予防講座などの支援をし、男女共に興味をもてる内容に工夫をした。 65歳の方に介護保険被保険者証を交付する際、高齢者ボランティアポイント事業やフレイル啓発のチラシを同封し、健康づくりや社会参加の必要性を周知した。	A	認知症サポーターの養成数は416人を達成し、認知症の方やその家族が暮らしやすいまちづくりの一歩として、男女問わず認知症への正しい知識や理解を周知した。 また、新規のみつきい☆いきいき体操の自主教室が3か所立ち上がり、市内での自主教室が126か所になった。 区長協議会やまちづくり協議会との連携で、幅広い対象に普及啓発ができた。 今後も引き続き広報やホームページ等を活用し市内全体への普及啓発に取り組むとともに、高齢者の健康づくりに関して、関係団体等との連携を図っていく。
			障がい福祉課	障がい者ふれあいスポーツ大会を開催し、スポーツを通じて体力の維持と機能の回復の向上を図り、かつ社会参加を促進する。	参加者 150人	令和8年3月	県主催の「障がい者ふれあいスポーツ大会」への参加を促した結果24人の参加申し込みがあったが、当日は雨天のため中止となった。 市主催の「障がい者ふれあいスポーツ大会」は、実行委員会の希望により、密を避けるために規模縮小で前半と後半に分けて開催した。種目はオリジナル卓球パレー、オリジナルボッチャ、紙飛行機選手権、ハンキャッチで、合計220人の参加者があった。	A	障がい者ふれあいスポーツ大会は特段大きな課題はなかった。引き続き、参加者の安全に配慮しながら、次年度も開催する。
71	疾病の予防、検診の充実	基本健診だけでなく各種がん検診などをセットで受診できる体制を整備します。また、男性特有の病気である前立腺がん、女性特有の病気である子宮頸がんや、乳がん、高齢女性に多いとされる骨粗しょう症など、性別や年齢により異なる健康課題についての知識を普及するとともに、疾病についての予防対策の学習や相談・検診などを実施します。	健康増進課	各種健診を定期的に受診することで、疾病の早期発見と予防に繋がることから、町ぐるみ健診等の受診啓発を進める。がん検診の無料対象者に無料券の発行とともに受診勧奨の通知を行う。	町ぐるみ健診 27回(子宮頸がん検診9回、乳がん検診10回)	令和8年3月	町ぐるみ健診 28回実施 子宮頸がん検診を10回、乳がん検診を11回実施 前立腺がん検診 27回実施 骨粗しょう症検診 27回実施 個別健診7～2月実施 子宮がん検診及び乳がん検診の無料対象者の未受診者へ再勧奨通知の発送を実施した。	A	各種健診を実施することで疾病の早期発見と予防につなげることができた。 今後も受診率の向上のため啓発や受診勧奨に努める必要がある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
72	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）の 周知啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、広く市民に 周知啓発します。	人権推進課	性の自己決定に関する啓発を行 う。			デートDVの啓発展示を通じてリプロダク ティブ・ヘルス/ライツに関わる性の自己決定 権についての市民への理解も深めることができ た。	B	来年度は、デートDV啓発展示の際に、 性の自己決定権の啓発コーナーを設け、 その比重を高めることで、より重点的な 啓発を図りたい。
			健康増進課	子宮頸がん検診、乳がん検診等 女性特有のがん検診の実施を通じ て、生殖に関わる女性の健康に寄 与していく。	町ぐるみ健診 集団健診での子 宮頸がん検診9 回、乳がん検診 10回の実施	令和8年3月	町ぐるみ健診：28回実施 子宮頸がん検診を10回、乳がん検診を11回実 施	A	検診を実施することで生殖に関わる女 性の疾患の早期発見に寄与していくこと ができた。
73	「ユニバーサルデザインのまちづくり」事業の推進	高齢者や障がい者、外国人など、誰もが暮らしやすく活動 できるまちづくりを進めます。	都市政策課	今年度、兵庫県にて、補助要件 緩和等、事業制度の見直しについ て、検討される予定となっており、これを受けて、事業の推進の 可否について検討する。			昨年度に引き続き、兵庫県と、ユニバーサル 社会づくり推進整備事業の見直しに関する協議 を行った。	B	今年度、兵庫県にて、補助要件の緩和 等、事業制度の見直しを検討されてい る。R8年度以降、見直された県の事業制 度を基に、事業の推進の可否を検討す る。

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無・未達

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
74	男女共同参画センター機能の強化	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書・資料、講座、交流、情報提供などを充実させます。 また、女性が自らの能力を十分に発揮し、自分らしく生きる力を身につけるための学習の場を提供するとともに、女性が直面する様々な問題についての相談事業を実施します。	人権推進課	男女共同参画に関する図書や資料の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会とセミナー等の事業運営について協議する。 また、女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	運営委員会 年5回開催	令和8年3月	男女共同参画に関する図書等の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会を以下のとおり開催した。 【図書蔵書数・貸出冊数】 図書蔵書数 3,080冊 書の貸出数 15冊見込 【男女共同参画センター運営委員会】 令和7年5月30日(金) 1回目 令和7年8月5日(火) 2回目 令和7年10月15日(水) 3回目 令和7年12月18日(木) 4回目 令和8年3月4日(水) 5回目	B	運営委員会では活発な協議が行われ、委員の方より様々な意見をいただくことができた。引き続き協議を行い、事業の充実に回りたい。 一方で図書については蔵書数に対して貸し出しが少なく、十分に活用できていないため、貸し出し場所等を検討し、より市民の方が図書を手に取りやすい方法を探る。
75	市職員の意識づくり	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実させます。	総務課	引き続き、男女共同参画に関連した研修への参加を呼びかける。			内部研修において、男女共同参画研修を実施した。人権推進課及び教育総務課と連携して、令和5～7年度に採用された職員を対象に研修参加の呼びかけを実施した結果、39名の参加があった。	A	引き続き、男女共同参画に関連した研修への参加を呼びかける。
			教育総務課	職員が男女共同参画社会の実現をめざす視点を持ち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実する。			男女を問わず、子ども一人一人の人権を大切に研修を実施した。	A	今後も定期的に研修を実施することで、職員の人権感覚をアップデートし、意識の向上を図る。
			人権推進課	市職員対象の男女共同参画研修を実施する。			入庁3年目までの職員を対象とした男女共同参画研修を2回(午前午後)実施。 【日 時】令和8年1月26日(月) 【場 所】三木市役所 【テーマ】「公的広報を作成する際に男女共同参画の視点から注意すべきこと」 【講師】小川真知子 先生 (NPO法人SEAN理事長) 【参加者】16人 1回目 23人 2回目	A	ジェンダーや男女共同参画に関する基礎知識について学ぶ中で、「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)」に改めて気づかされた。」という感想が複数見受けられた。 また、研修を通して初めて「三木市の表現ガイドライン」を目にした職員もおり、日々の情報発信を見直す良いきっかけとなった。 職員が日々の業務や生活の中で男女共同参画について学び意識できるような研修を、来年度以降も引き続き開催したい。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
76	市職員に対する各種ハラスメント防止に関する研修の実施	市職員に対し、「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を周知するとともに、各種ハラスメントの研修を充実させます。	総務課	職場におけるハラスメント防止に関する職員通知や研修等を実施する。			コンプライアンス行動推進シートを全職員に通知し、ハラスメントを含めたコンプライアンス行動の実践に取り組んだ。 カスタマーハラスメントに対する職場体制整備のため、「カスタマーハラスメントに関する職員アンケート」を実施した。	A	ハラスメント防止のため今後も積極的に通知を行い、ハラスメントを含めたコンプライアンス行動の実践に取り組む。職員との更なる意識高揚に努める。 カスタマーハラスメント対応マニュアルやフロー等、組織としての体制整備を進めるとともに、職員が安心して相談し、対応ができる環境の整備を行う。
77	市職員や市立学校教職員の女性管理職への登用促進	性別にとらわれることなく、個人の資質や能力により管理職に登用します。 また、女性管理職登用を推進するため、人材を育成するとともに、女性が働きやすい職場環境をつくりまします。	総務課	令和7年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	女性の管理職 20%を目標とする。	令和8年3月	管理職（副課長相当級以上）に占める女性の割合は24.2%と目標値を上回っている。	A	引き続き、性別にとらわれない登用を行うとともに、女性職員に対してキャリアアップ研修を実施するなど意識改革を行う。
			学校教育課	女性管理職の登用を推進するため、管理職としての資質向上及び女性が働きやすい職場環境づくりに努める。	小・中・特別支援学校における女性管理職登用率20%の維持。	令和8年3月	管理職としての資質向上研修や女性が働きやすい職場環境づくりを行った。	A	小・中・特別支援学校における女性管理職の登用率は37.5%で、20%を維持することができた。
78	市役所での女性職員に対する人材育成の実施	職場における男女間の格差を解消するため、女性職員の発言力や自己決定力を高めるための研修などを実施します。	総務課	引き続き、専門実務研修や政策形成型研修等への参加を呼びかける。	研修参加者の女性割合を20%とする。	令和8年3月	全研修参加者に対する女性職員の参加は、35.9%と目標値を上回っている。	A	引き続き、専門実務研修や政策形成型研修等への参加を呼びかける。
79	市役所の男性職員の育児休業・介護休暇などの取得の推進	配偶者などが出産を控えている男性職員や、家族の介護に直面した男性職員に対し、管理職員、または人事担当部局が育児・介護休業制度について、個別の周知・意向確認を行います。	総務課	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。	市男性職員の育児取得率85.0%	令和12年度	配偶者等の出産の申し出があった職員に対し、育児休業制度の説明を行った。また、令和7年4月に仕事と介護の両立に関する相談窓口を総務課に設置し、職員からの相談に対応した。男性職員の育児休業取得は12件（令和7年度出生件数17件のうち育児取得件数12件、70.6%）、介護休業の取得は0件。	A	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。
				詳細を具体的施策79のシートに記載			—	—	—
80	特定事業主行動計画の取組の検証と公表	毎年少なくとも1回は、特定事業主行動計画に基づく取組を検証し、公表します。	総務課	「特定事業主行動計画」に基づき、取組を推進するとともに、現計画の目標の進捗状況を確認しながら次期計画の策定に取り組む。			令和7年度取組状況及び現計画の進捗状況に基づき、令和8年度以降の計画の策定に取り組んでいるが公表には至っていない。	C	令和7年度取組状況の公表及び令和8年度以降の計画の策定に取り組む。
81	業者選定における加点評価導入の検討	市が行う工事・業務の委託・物品の買入れなどの業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価などの導入について検討します。	財政課	入札等での業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価を行っている他市の事例や加点方法について研究する。		令和10年度未 までに検討	聞き取り調査の結果、明石市が総合評価落札方式における入札及び品質評価型入札において、兵庫県と男女共同参画社会づくり協定を締結している業者への加点評価を導入済であり、明石市を除く7市1町は未導入であった。	B	物品・役務の入札では、登録業者を点数により評価していないため、加点評価を導入できない。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和7年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限	令和7年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
82	兵庫県や近隣自治体、関係機関などとの連携	関係機関や民間団体との連携を深めるとともに、兵庫県や、近隣市町と連携や情報交換を行い、プランを着実に推進します。	人権推進課	県内及び北播磨管内男女共同参画連絡会議で情報交換を行い、他市町の施策を参考にしながら、プランを推進する。			<p>以下のとおり県内及び北播磨管内男女共同参画連絡会議で情報交換を行い、他市町の施策を参考にしながら、プランを推進した。</p> <p>県内男女共同参画センター連絡会議 1回目(県) 令和7年5月20日(火) 2回目(伊丹市) 令和7年10月22日(水) 3回目(丹波篠山市) 令和8年2月6日(金)</p> <p>北播磨管内男女センター連絡会 1回目(加東市) 令和7年4月24日(木) 2回目(多可町) 令和7年10月31日(金) 3回目(加西市) 令和7年3月3日(火)</p>	A	県内及び北播磨管内の男女共同参画施策について情報交換を行ったことで、他市町の先進的な施策を把握し、自市のプラン推進に活用できた。

基本目標Ⅴ 具体的施策No.79

具体的施策	市役所の男性職員の育児休業・介護休暇などの取得の推進				
施策の内容	配偶者などが出産を控えている男性職員や、家族の介護に直面した男性職員に対し、管理職員、または人事担当部局が育児・介護休業制度について、個別の周知・意向確認を行います。				
記載方法	<p>※Aは、令和7年度中に配偶者などの出産を申し出た男性職員数を記載してください。</p> <p>※Bは、令和7年度中に育児休業制度について、個別の周知・意向確認を行った男性職員数を記載してください。</p> <p>※Cは、Aのうち、育児休業取得を申し出た男性職員数を記載してください。</p> <p>※Dは、令和7年度中に育児休業を取得した男性職員全員の、育児休業取得日数合計を記載してください。</p>				
	A	B	C	D	C/A
担当課名	配偶者などの 出産を申し出た 男性職員数	Aのうち個別に 周知・意向調査を 行った男性職員数	Aのうち育児 休業を申し出た 職員数	取得日数	取得割合
総務課	17	17	12	675	70.6%